

南魚沼市人権教育・啓発推進計画

あらゆる差別や偏見を許さない
人権尊重のまちづくりの実現をめざして

平成26年6月策定
令和3年3月改定



南 魚 沼 市

ごあいさつ

人権とは、人種や民族、性別、出身などの違いにかかわらず、誰もが生まれながらに持っている「人間として幸せに生きていくための身近でとても大切な権利」です。

しかし、私たちのまわりには、子どもや高齢者などへの虐待や暴力、障がいのある人や外国籍等の人々に対する差別や偏見、同和問題など、さまざまな人権問題があります。昨今は、インターネットやSNSなどによる個人への誹謗中傷や差別的書き込みなどが深刻化しており、また、性的少数者（LGBT等）や感染症患者等に対する差別や偏見も問題となっています。

南魚沼市では、子どもから大人まで誰もが互いを尊重し、人権に関する正しい理解と行動を身につけることで、あらゆる差別や偏見を許さない人権尊重のまちづくりを目指しています。平成26年に南魚沼市人権教育・啓発推進計画を策定し、さまざまな機会を通して人権の教育や啓発に取り組んでまいりました。

このたび、令和元年に「人権に関する市民アンケート調査」を実施し、これまでの人権施策の成果と課題を明らかにし、これを踏まえた計画の見直しを行いました。今後も、本計画をもとに、市民、関係団体、行政が協働し施策を進めながら、より一層、人権教育・啓発を推進してまいります。

結びに、本計画の見直しにあたりご尽力をいただきました南魚沼市人権教育・啓発推進計画策定委員会の委員の皆さまをはじめ、アンケート調査にご協力いただいた市民の皆さまに心からお礼申し上げます。

令和3年3月

南魚沼市長 林 氏男

目次

第1章 計画について	1
1 計画の趣旨	1
2 人権をめぐる世界の動き	2
3 国や県の取組・方向性と社会的背景	3
4 南魚沼市の施策全体の中での位置づけ	4
5 持続可能な開発目標 SDGs について	6
6 計画の期間	6
第2章 これまでの取組の検証と今後の課題	7
1 市民アンケート調査	7
2 評価指標の検証	20
3 市民アンケート調査から示される現状と課題	21
第3章 あらゆる場面や機会での計画の推進	24
1 南魚沼市における人権教育の現状と課題	24
2 南魚沼市における人権啓発の現状と課題	25
3 さまざまな場面や機会における施策の基本的方向	26
4 評価指標の設定	29
第4章 各分野における計画の推進	30
1 女性の人権	30
2 子どもの人権	32
3 高齢者の人権	35
4 障がい者の人権	38
5 外国籍等の人々の人権	41
6 同和問題	43
7 インターネットを介した人権侵害	46
8 性的指向・性自認を理由とする人権侵害	48
9 感染症患者等の人権	50
10 犯罪被害者やその家族の人権	52
11 北朝鮮により拉致された被害者の人権	54
12 その他さまざまな人権	56
第5章 計画の推進体制	60
1 計画の推進体制	60
2 計画の進行管理	60
資料編	61
1 南魚沼市人権教育・啓発推進計画策定委員会の構成	61
2 計画策定の経緯	62

第1章 計画について

1 計画の趣旨

人が人らしく生きる権利、いのちと自由を確保し、幸せを求める権利、そして、すべての人が生まれながらに持つ権利、それが人権です。

わたしたちは、互いの人権を尊重し、一人ひとりがかげがえのない存在であることを認め合って暮らしています。しかし、社会のさまざまな場面で、人権が侵害される問題が生じており、一人ひとりの認識や行動が改めて問われています。

人権問題は、決して被害を受ける人々が存在することで起こるものではありません。人権問題は、差別や偏見など、人権を侵害する考えと行動によって起きるものです。このことをわたしたちは強く認識し、どのような場面に直面しても、自分と他者それぞれの人権について正しく理解し、互いを思いやり、誤った理解を正す勇気を持たなければなりません。

南魚沼市では、あらゆる差別や偏見を許さない人権尊重のまちづくりの実現に向け、子どもから大人まで、すべての市民が人権について正しい理解と行動を身につけられるよう促すため、平成26(2014)年に「南魚沼市人権教育・啓発推進計画」を策定し、人権教育と啓発を推進しています。

しかし、策定から6年を経て、人々の生活様式や価値観の多様化、情報化や国際化、自然災害の激甚化や感染症の世界的な蔓延など、わたしたちを取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。このような中、従来の人権課題への対応を強化するとともに、新たな人権課題によりの的確に対応できる教育と啓発を行うことが必要となっています。

このような状況を踏まえ、これからの南魚沼市が取り組む人権教育・啓発に関する施策の方向性を改めて示すため、「南魚沼市人権教育・啓発推進計画」(以下、「本計画」という)の見直しを行うこととしました。

2 人権をめぐる世界の動き

二度にわたる世界大戦を経験し、これを防ぐことができなかった国際連盟の反省を踏まえた新たな国際機構として、昭和 20 (1945) 年に国際連合 (国連) が発足しました。国連は、国際平和と安全を維持するとともに、諸国間の友好関係を発展させ、経済的、社会的、文化的、人道的な性質の問題や、人権に関する国際協力を達成することを目的としており、昭和 23 (1948) 年の国連総会では「すべての人民とすべての国が達成すべき共通の基準」として「世界人権宣言」が採択されました。この宣言によって、世界の平和を実現するためには、各国が協力して人権を守る努力をする必要があるということが明らかにされました。

そして、世界人権宣言の実現のために、「国際人権規約」をはじめ、「人種差別撤廃条約」「女子差別撤廃条約」「拷問等禁止条約」「児童の権利条約」「強制失踪条約」などの人権条約の発効や、人権に関する各種の宣言、国際年を定めるなどといった取組がされています。

このような中、平成 6 (1994) 年の国連総会において、平成 7 (1995) 年から平成 16 (2004) 年までの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」とすることが決議されました。この決議は各国において、「人権という普遍的な文化」が構築されることを目指したもので、そのための行動計画が採択されました。行動計画では、あらゆる学習の場における人権教育の推進、マスメディアの活用、世界人権宣言の普及など 5 つの主要目標が掲げられており、各国には国内行動計画を定めることが求められました。

その後、「人権教育のための国連 10 年」の終了を受け、平成 16 (2004) 年の国連総会において「人権教育のための世界計画」が採択されました。この計画では、終了の時限を設けずに 3 年ごとに特定の分野や問題に焦点を当てた行動計画を策定することが求められています。

平成 18 (2006) 年には、国連における人権問題への対処能力強化のために、従来の人権委員会に代わる人権理事会が設置され、人権問題への取組がより強く進められています。さらに、平成 23 (2011) 年には国連総会において、すべての人が人権と基本的自由について知り、情報を求め、手に入れる権利を有し、人権教育と研修へのアクセスを有するべきであるとする「人権教育と研修に関する国連宣言」が採択されました。この宣言では、教育を受ける側だけでなく、それを推進する側の研修についても示され、国際社会への強力なメッセージとして発せられています。

平成 27 (2015) 年に開催された「国連持続可能な開発サミット」を経て、持続可能な開発のための世界全体での目標、SDGs (Sustainable Development Goals エス ディ ジーズ) の達成に向けた実践が世界中で進められています。人権尊重はその基礎に位置づけられています (詳細は「5 持続可能な開発目標 SDGs について」)。

一方、令和元 (2019) 年から世界中に広まり、大きな影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) は、これまでに経験したことのない社会経済情勢の変化をもたらし、これをきっかけとする人権問題の深刻化や新たな問題が起きています。このような世界的な変化の中、互いの人権を尊重することの重要性があらためて認識されており、人権教育・啓発の必要性が高まっています。

3 国や県の取組・方向性と社会的背景

日本では、基本的人権の尊重を三大原則の一つとする日本国憲法のもと、さまざまな分野において、人権が尊重される社会の形成に向けた取組が進められています。また、「国際人権規約」をはじめとする人権条約の批准や「人権教育のための国連10年」の国連決議を受けた国内行動計画の策定など、国際社会の一員としての取組が進められてきました。

日本固有の人権問題である同和問題への取組は、昭和44（1969）年に制定された「同和対策事業特別措置法」等によって、各種の施策が推進されました。その後、平成8（1996）年には「人権擁護施策推進法」が制定され、これに基づく人権擁護推進審議会が設置されました。平成12（2000）年にはこの答申を受けて「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されました。この法律には、人権教育・啓発の推進についての国と地方公共団体の責務、国民の責務、人権教育・啓発に関する施策を計画的に推進することなどが示され、人権教育は「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」、人権啓発は「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く）」と定義されています。この法律を受けて、平成14（2002）年には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、平成23（2011）年には北朝鮮当局による拉致問題等の項目が追加されました。

また、子ども、高齢者、障がい者^{*}に対する虐待防止や、女性、障がい者に対する雇用機会の確保などを目的とした法律など、人権課題ごとの整備が進められ、近年では平成28（2016）年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）、「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）の人権に関する3つの法律が施行されました。

新潟県では、同和教育を中核とした人権教育を推進するため、昭和53（1978）年に「同和教育基本方針」が制定されました。その後、国の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」で規定された人権教育・啓発にかかる施策の策定とその実施についての地方公共団体の責務に基づき、平成16（2004）年に県としての総合的な取組推進のための「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」、平成22（2010）年に「新潟県人権教育基本方針」が策定され、令和2（2020）年には「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」が改訂されました。

本計画は、このような国際的な動き、国や新潟県の計画及び指針・方針などを踏まえて見直しを行います。

^{*}「障がい（者）」の表記について：国や新潟県などでは、「障害」や「障害者」の表記が多く使われているが、本計画では南魚沼市のまちづくりの最上位計画である「第2次南魚沼市総合計画」に準じて「障がい」や「障がい者」と表記することとした。そのため、本計画の文章等の中で、国や県に由来する名称や文章中の「障害」と、本計画での記述上の「障がい」が混在する

4 南魚沼市の施策全体の中での位置づけ

本計画は、市民一人ひとりが人権について正しく理解し、行動をとることができる社会の実現を目指し、さまざまな場面や機会において人権教育・啓発を積極的に推進していくために策定しました。

南魚沼市におけるまちづくりの最上位計画として平成28(2016)年に策定した「第2次南魚沼市総合計画」では、あらゆる差別や偏見を許さない人権尊重のまちづくりなどを目指す「共感と共生のまちづくり」を行財政改革・市民参画政策の基本施策の一つと位置づけ、人権擁護委員^{※1}による人権相談業務の充実や人権啓発ネットワークの整備拡充、本計画に基づく「人権尊重の推進事業」、社会のあらゆる場面において男女が互いの人格や生き方を尊重しあう「男女共同参画推進プラン事業」を主要な事業として掲げています。

学校教育においては、人権に関する正しい知識と理解を深める教育を推進しており、平成28(2016)年に策定した「南魚沼市後期教育基本計画」では、7項目からなる「目指す教育」の一つとして「お互いの人権を尊重し、責任ある行動と協働ができる市民性を育む教育」を掲げています。また、平成27(2015)年に、「南魚沼市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例」を施行し、「いじめ問題対策連絡協議会」の設置や、各学校と地域の関係機関・団体との連携など、市全体で「いじめや差別を許さない・見逃さない」体制づくりに取り組んでいます。

子育てや福祉においては、令和2(2020)年に、地域の子ども・子育て支援を総合的かつ一体的に推進するための行動計画「第2期南魚沼市子ども・子育て支援事業計画」、平成28(2016)年に、生涯を通じて誰もが健やかでいきいきと暮らせる地域を目指す「南魚沼市健康増進計画(第2次)・南魚沼市食育推進計画(第2次)」、平成29(2017)年に、地域で活動する誰もが協働して支えあう仕組みづくりの推進を図る「第3期南魚沼市地域福祉計画」、平成30(2018)年に、すべての市民が地域で生涯安心して暮らせるまちづくりの実現を目指す「第7期南魚沼市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や、障がい者施策の方向性を定めた「第3期南魚沼市障がい者計画・第5期南魚沼市障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」、平成31(2019)年に、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す「南魚沼市自殺対策計画」などの計画を策定しました。

また、平成27(2015)年に、市民の生命・財産を守り、災害による被害を軽減することを目的とする「南魚沼市地域防災計画」の大幅な修正、平成29(2017)年に、男女共同参画社会の実現に向けた「第3次南魚沼市男女共同参画基本計画」を策定しました。

このように、各行政分野で役割を担い、人権に配慮した施策を計画的に推進しています。

しかし、「南魚沼市まちづくりに関するアンケート調査」※2の結果を見ると、「第2次南魚沼市総合計画」の33の基本施策のうち、人権尊重や男女共同参画に関する施策「共感と共生のまちづくり」について「十分にそれぞれのまちづくりの取組が進められていると思いますか」（現状の評価）の設問では、「そう思う」または「まあそう思う」とした人の割合は、第3・第4回ともに約25%（第3回25.6%、第4回25.1%）でした。また、「今後、特に南魚沼市が力を入れて取り組むべきことはどれですか」（今後の必要性）について「共感と共生のまちづくり」を選択した人の割合は、第3・第4回ともに約2%でした（第3回は2.4%、第4回は2.3%）。これらの値は全33の基本施策の中で下位に位置しています。

このように、「共感と共生のまちづくり」に対する市民による現状の評価と今後の必要性の認識はいずれも比較的低く、差別と偏見をなくし、共感と共生のまちづくりを進めるための人権教育・啓発に市として取り組む必要性とともに、その背景の周知に努める必要性が示されました。

本計画は、このような南魚沼市の現状や施策の方向性を踏まえながら、各分野における諸計画との整合性を図るとともに、人権問題と課題を総括して扱い、南魚沼市として人権教育・啓発をさらに効果的に推進するための計画と位置づけられています。

※1 人権擁護委員：人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり、人権の考えを広める活動をしている民間ボランティア。市町村長の推薦により、法務大臣から委嘱される。南魚沼市では12名の人権擁護委員が活動している（令和2（2020）年3月末現在）

※2 「第2次南魚沼市総合計画」の中間見直しのため、まちづくりの取組への評価や市政への意見について、令和元（2019）年度に市民2,500人を対象に行ったアンケート調査。同様の調査は平成21（2009）年（第1回）、平成24（2012）年（第2回）、平成26（2014）年（第3回）に実施し、令和元（2019）年度は第4回目

5 持続可能な開発目標 SDGs について

平成 27 (2015) 年に開催された「国連持続可能な開発サミット」において「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (Transforming our world : the 2030 Agenda for Sustainable Development)」が採択され、人間、地球及び繁栄のための行動計画としての宣言と令和 12 (2030) 年までの目標、SDGs (Sustainable Development Goals エス ディ ジーズ) が掲げられました。SDGs は貧困、飢饉、エネルギー、気候変動、平和的社会などに関する 17 の目標で構成され、国連に加盟するすべての国が達成に向けて取組を推進しています。また、SDGs では「地球上の誰一人として取り残さない (No one will be left behind)」がうたわれており、人権尊重は 17 のゴールすべてに通じる基礎となっています。

日本では平成 28 (2016) 年に「SDGs 推進本部」が設置され、実施指針が決定されました。その後、令和元 (2019) 年に実施方針が改定され、目標年までの 10 年を見据えた取組が進められています。改定された実施方針では、そのビジョンとして「日本の持続可能性は世界の持続可能性と密接不可分であることを前提として、国内実施、国際協力の両面において、世界を、誰一人取り残されることのない持続可能なものに変革し、2030 年までに、国内外において SDGs を達成することを目指す」こと、さらに「SDGs が経済・社会・環境の三側面を含むものであること、及びこれらの相互関連性を意識することが重要である」ことを掲げています。また、その担い手として地方公共団体による積極的な取組の必要性を示しています。

南魚沼市ではこれらを背景に「第 2 次南魚沼市総合計画」の後期基本計画 (計画期間：令和 3 (2021) 年～令和 7 (2025) 年) において、基本施策と SDGs の 17 の開発目標の対応を明示し、達成に向けた取組を推進することとしています。この中で人権教育・啓発に関する基本施策「共感と共生のまちづくり」は特に以下の 5 つ (太枠) と関連づけています。本計画はこれを踏まえ、17 の開発目標すべてを見据えながら、特にこれらの 5 つに留意し、「誰一人取り残されることのない」まちづくりを目指します。



SDGsにおける 17 の開発目標

6 計画の期間

本計画は、平成 26 (2014) 年度から令和 5 (2023) 年度までの 10 か年の計画期間を令和 7 (2025) 年度までに変更し、後半にあたる令和 3 (2021) 年度から令和 7 (2025) 年度を計画期間とします。

第2章 これまでの取組の検証と今後の課題

1 市民アンケート調査

本計画の見直しに先立ち、南魚沼市における人権課題の現状や市民の意識などを把握することを目的に、人権に関する市民アンケート調査を実施しました。

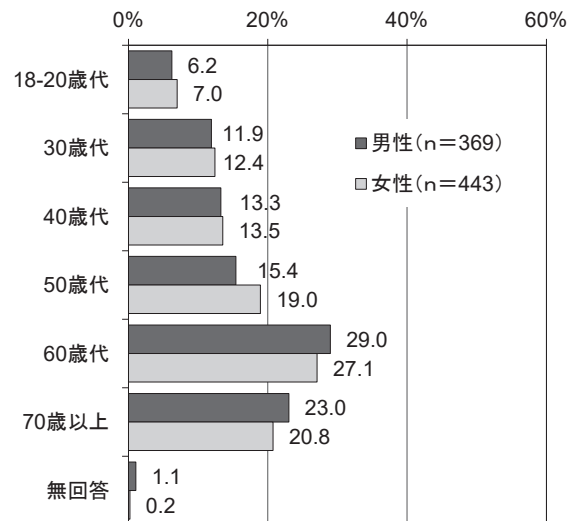
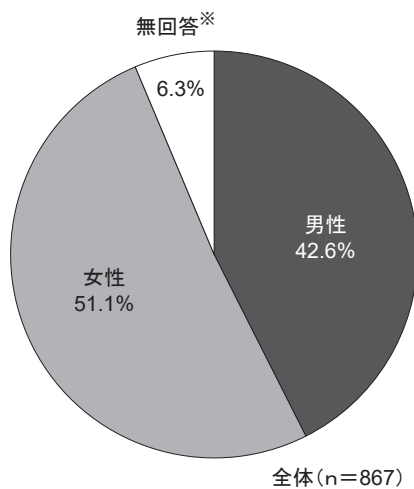
全体について前回調査結果と合わせて図示します。また、性別や年代別で傾向に違いが見られるものについては、その概要を示します。

調査名	人権に関する市民アンケート調査
対象	令和元（2019）年10月末日現在、住民登録されている満18歳以上の南魚沼市民2,000人を住民基本台帳から無作為抽出
発送・回収	郵送による調査用紙の発送・回収
日程	発送／令和元（2019）年11月11日（月） 回収／同年11月29日（金）
回収数	867件（回収率43.4％）

- ・図表中の項目について、表記を一部省略している場合がある。また、集計結果は小数点第二位を四捨五入し、構成比率（％）で小数点第一位まで表示しているため、表示された構成比の合計が100％にならない場合がある。
- ・図表中の「n」は、各設問の回答者数を示す。
- ・平成24（2012）年度に実施した前回調査から継続する設問（以下、「前回調査」または「前回」という）については、経年比較を行う。
- ・性別や年代別など、属性による図や分析の詳細は「人権に関する市民アンケート調査報告書」（令和2（2020）年）を参照のこと。

回答者の性別・年代

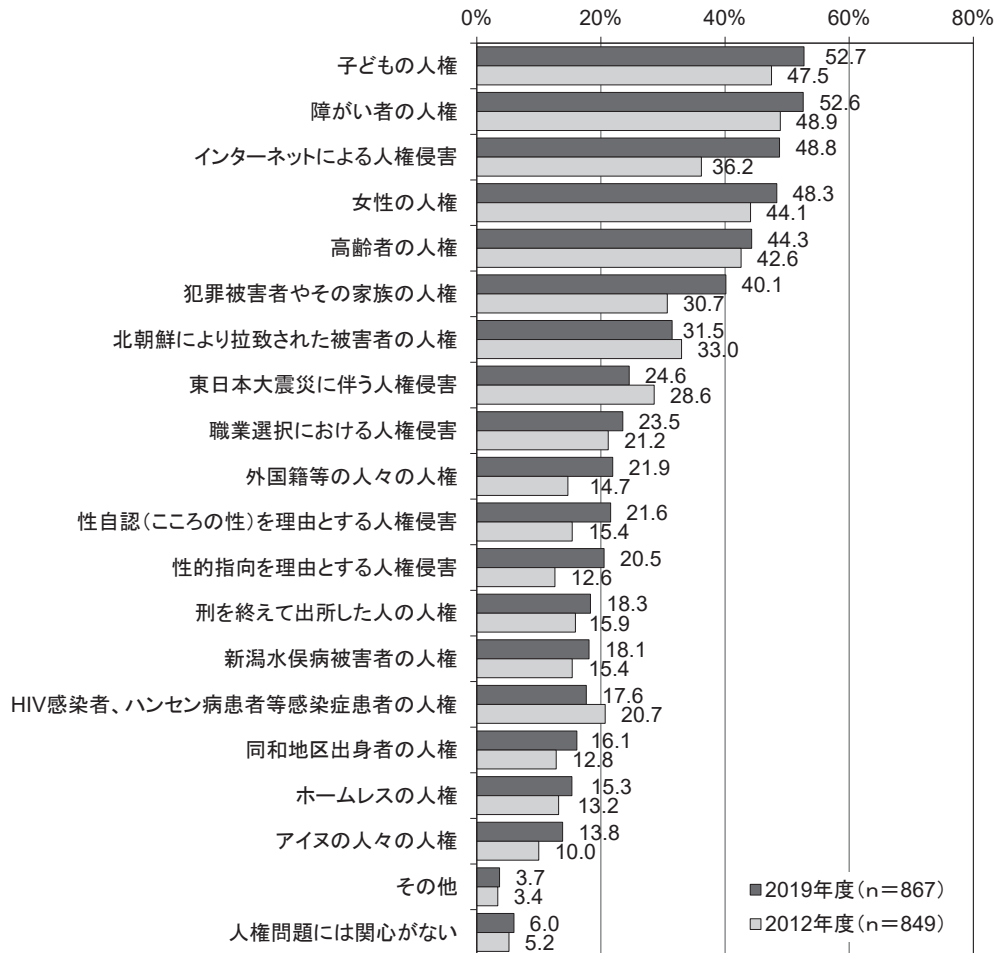
- 性別は、男性が4割以上、女性が5割以上
- 年代は、男女とも60歳代が最も多く、次いで70歳以上、50歳代が多い



※性別「無回答」は「回答したくない」場合を含む

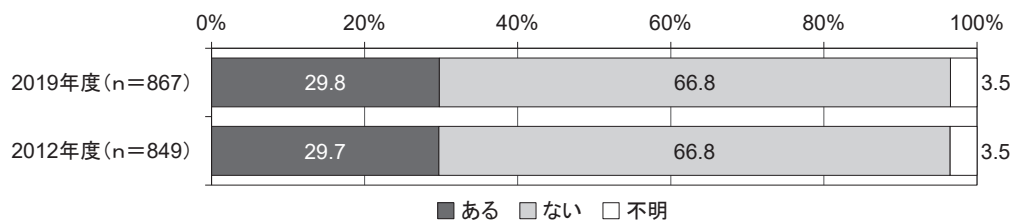
(1) どのような人権問題に関心がありますか (いくつでも選択)

- 「子ども」「障がい者」「インターネット」「女性」「高齢者」などの人権問題への関心が高い
- 前回調査と比較すると、ほとんどの項目が高く、その中でも「インターネットによる人権侵害」は前回より10ポイント以上高い
- ▶ 【性別で見ると】「女性の人権」(男性38.8%、女性55.8%)で最も差が大きく、女性が高い
- ▶ 【年代別で見ると】最も関心が高い項目は年代によって異なる



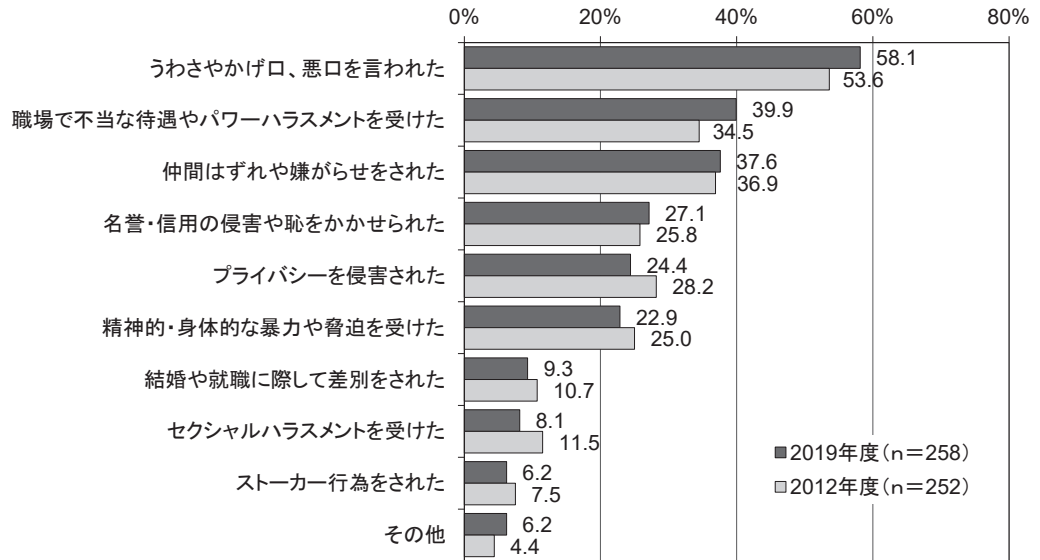
(2) 「自分の人権が守られていない・人権が侵害されている」と感じたことがありますか (1つだけ選択)

- 感じたことがある人が約3割
- 前回調査とほぼ同じ



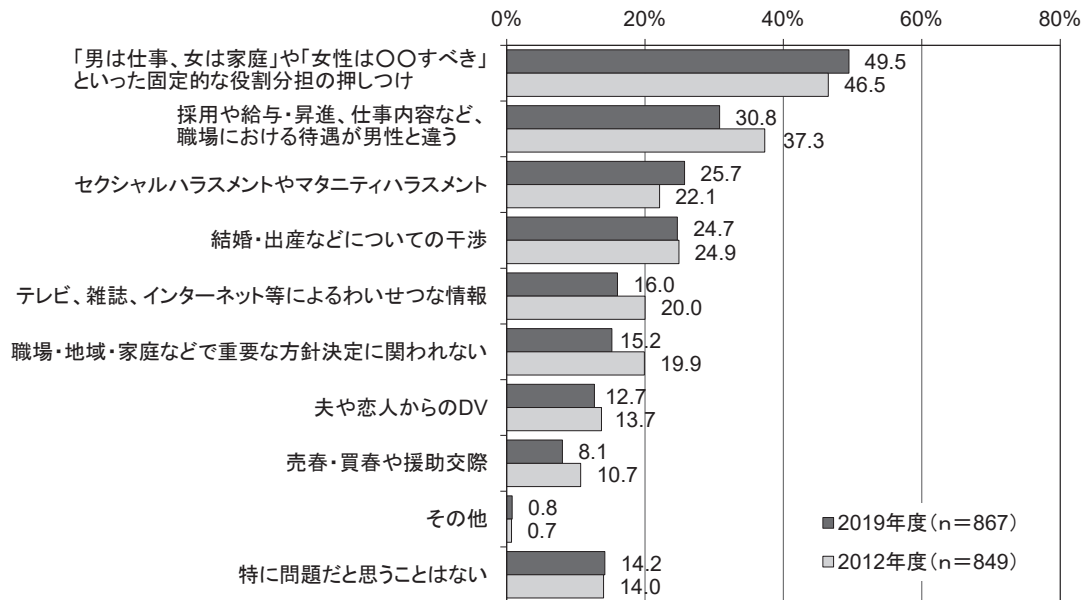
(3)「自分の人権が守られていない・人権が侵害されている」と感じたのは、どのようなことですか
(いくつでも選択 (2)で「ある」と回答した人 258人)

- 「うわさやかげ口、悪口を言われた」が約6割で特に高い
- 前回調査と大きな差は見られない
- ▶ 【性別で見ると】「名誉・信用の侵害や恥をかかせられた」(男性 35.4%、女性 20.7%)で最も差が大きく、男性が高い



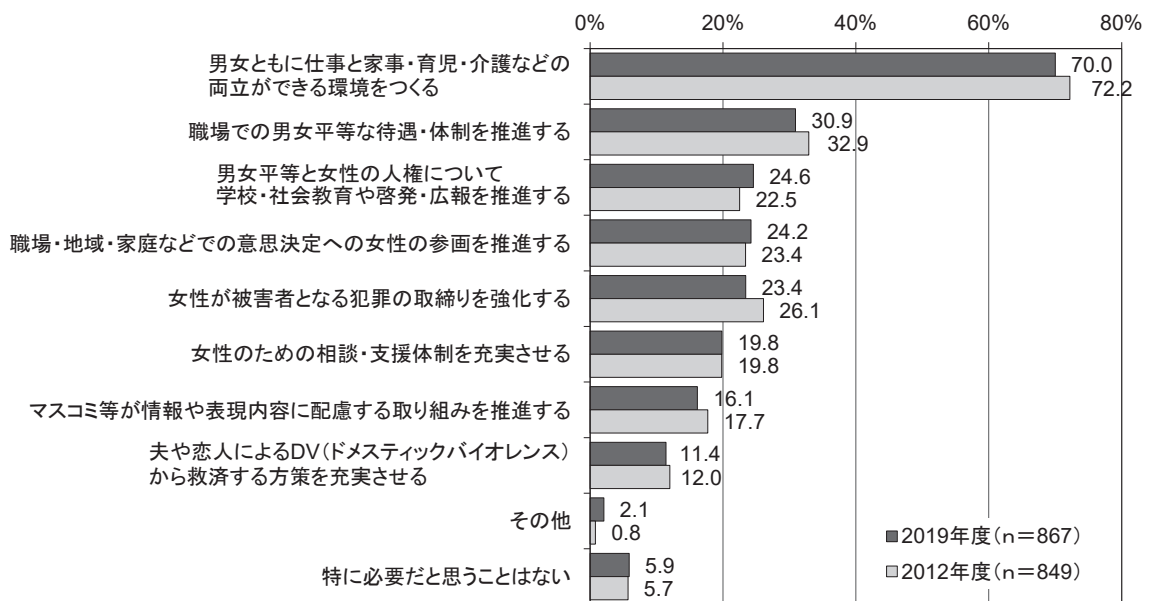
(4) 「女性の人権が守られていない」と感じること（3つまで選択）

- 「固定的な役割分担の押しつけ」が約5割で最も高い
- 次いで「職場における待遇が男性と違う」が3割以上
- 前回調査と大きな差は見られないが、その中で「職場における待遇が男性と違う」は前回より低い
- ▶ 【性別で見ると】「固定的な役割分担の押し付け」（男性 41.2%、女性 56.9%）で最も差が大きく、女性が高い



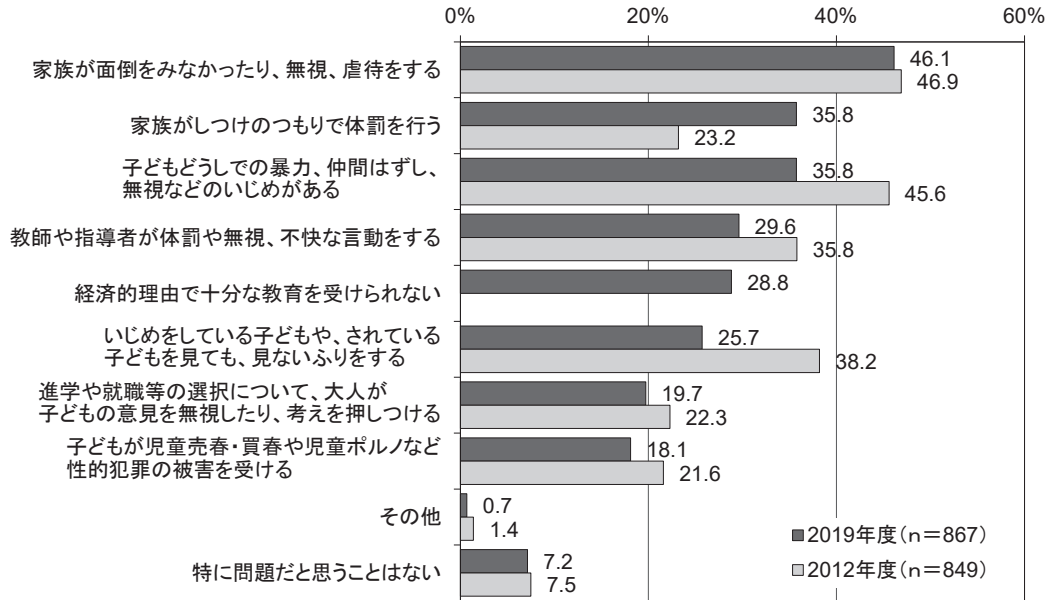
(5) 「女性の人権が尊重されるために」必要だと思うこと（3つまで選択）

- 「男女ともに仕事と家事・育児・介護などの両立ができる環境をつくる」が7割で特に高い
- 前回調査と大きな差は見られない
- ▶ 【性別で見ると】「男女ともに仕事と家事・育児・介護などの両立ができる環境をつくる」（男性 64.0%、女性 76.1%）で最も差が大きく、女性が高い



(6) 「子どもの人権が守られていない」と感じること（3つまで選択）

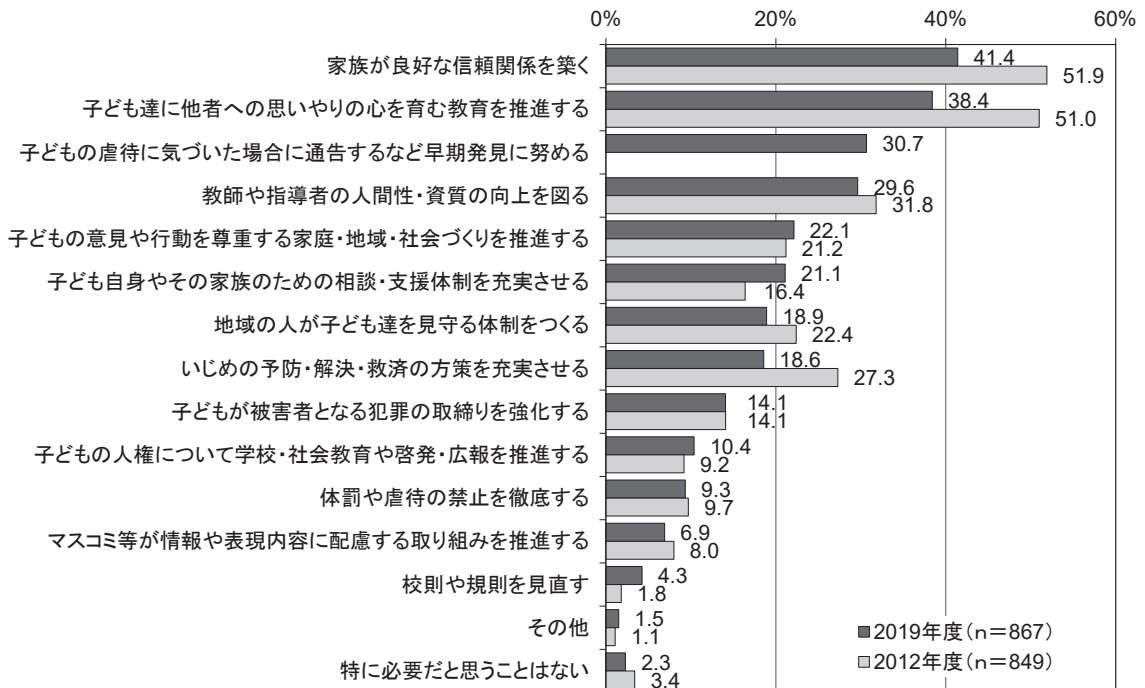
- 「家族が面倒をみなかったり、無視、虐待をする」が4割以上で最も高い
- 前回より「家族がしつけのつもりで体罰を行う」が高く、「いじめを見ても見ないふりをする」が低い
- ▶ 【性別で見ると】「家族が面倒をみなかったり、無視、虐待をする」（男性40.7%、女性51.7%）で最も差が大きく、女性が高い



※「経済的理由で十分な教育を受けられない」は2019年度から設定

(7) 「子どもの人権が尊重されるために」必要だと思うこと（3つまで選択）

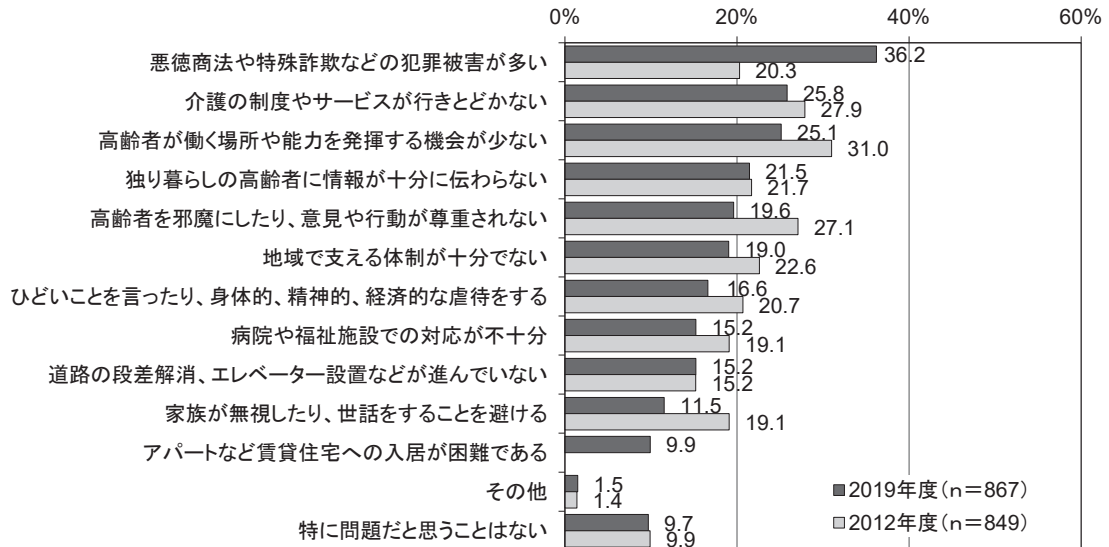
- 「家族が良好な信頼関係を築く」「他者への思いやりの心を育む教育を推進する」が約4割で高い
- 上位2項目は前回と同じだが、値は前回より低い



※「子どもの虐待に気づいた場合に通告するなど早期発見に努める」は2019年度から設定

(8) 「高齢者の人権が守られていない」と感じること（3つまで選択）

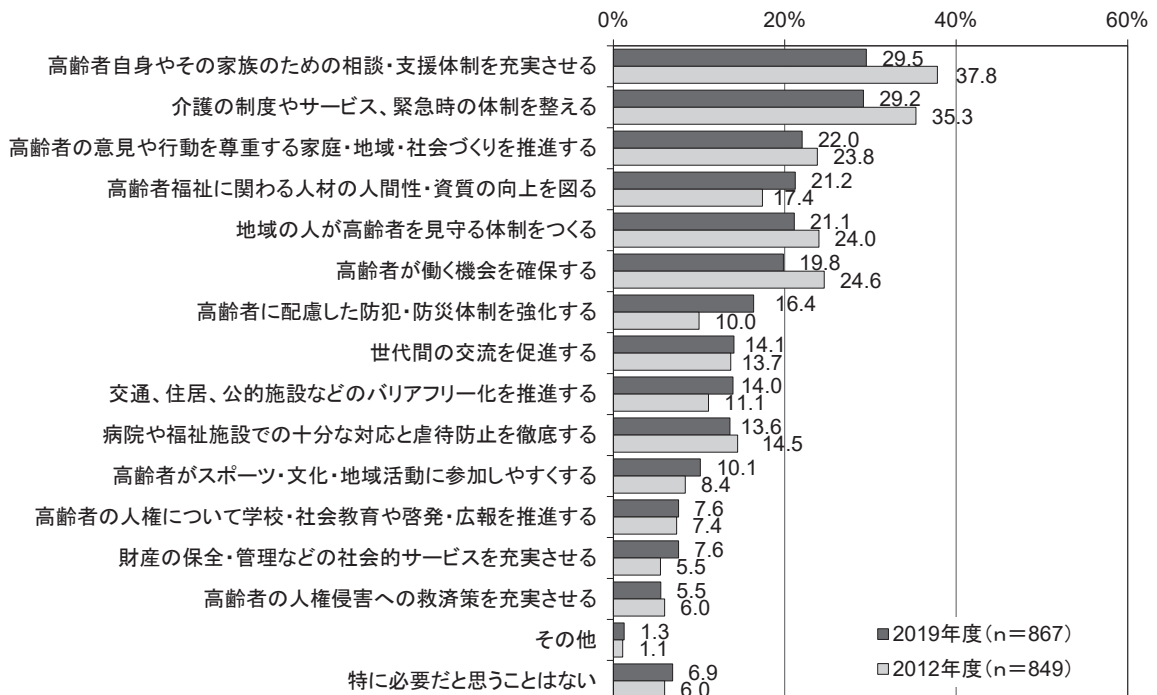
- 「悪徳商法や特殊詐欺などの犯罪被害が多い」が3割以上で最も高い
- 前回より多くの項目が低い中、「悪徳商法や特殊詐欺などの犯罪被害が多い」は前回より高い
- ▶ 【性別で見ると】「高齢者を邪魔にしたり、意見や行動が尊重されない」（男性13.6%、女性24.2%）で最も差が大きく、女性が高い



※「アパートなど賃貸住宅への入居が困難である」は2019年度から設定

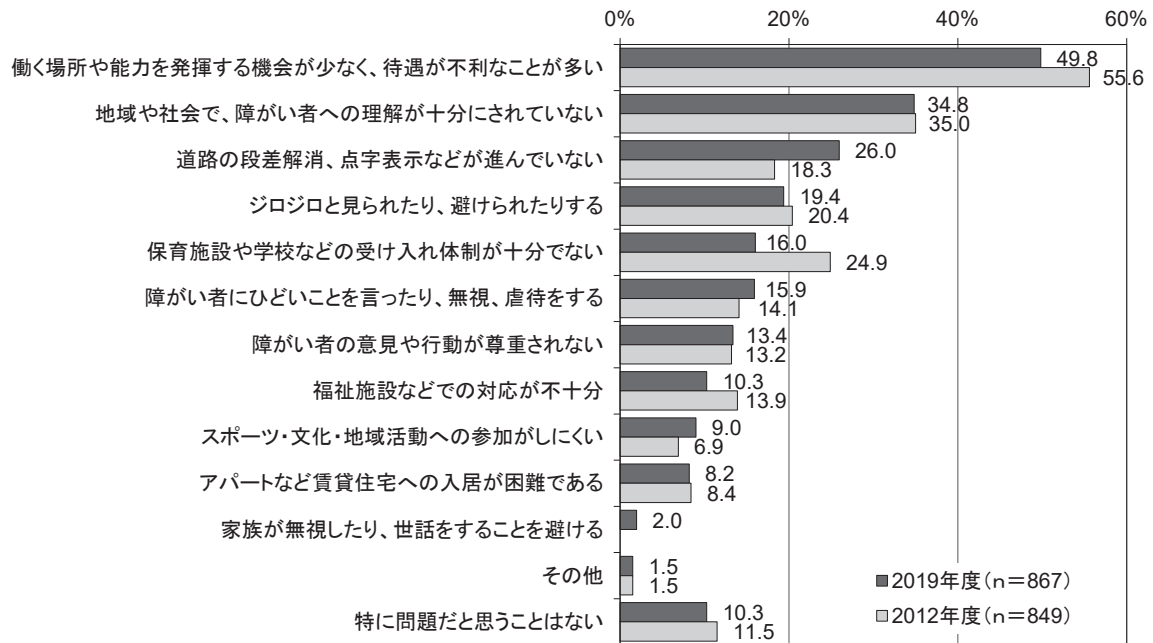
(9) 「高齢者の人権が尊重されるために」必要だと思うこと（3つまで選択）

- 「高齢者自身やその家族のための相談・支援体制を充実させる」「介護の制度やサービス、緊急時の体制を整える」が約3割で高い
- 上位2項目は前回と同じだが、値は前回より低い
- ▶ 【性別で見ると】「高齢者自身やその家族のための相談・支援体制を充実させる」（男性21.1%、女性35.4%）で最も差が大きく、女性が高い



(10)「障がい者の人権が守られていない」と感じる事(3つまで選択)

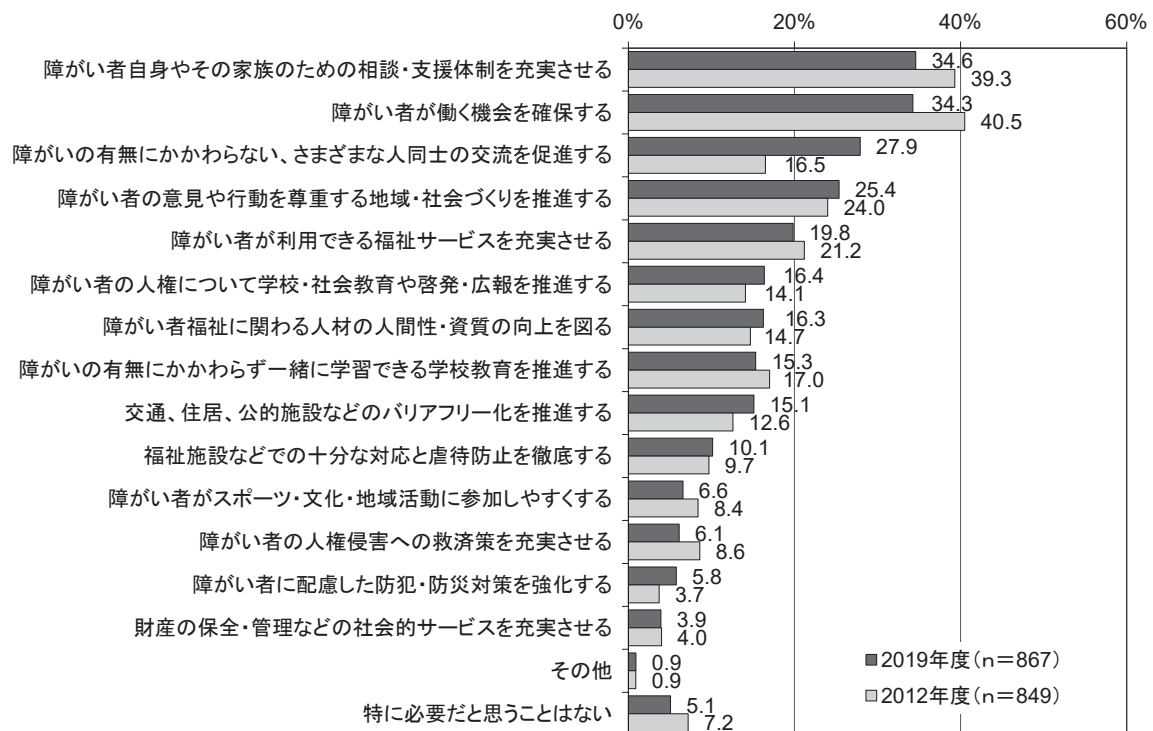
- 「働く場所・能力発揮機会が少なく待遇が不利なことが多い」が約5割で最も高い
- 「特に問題だと思わない」は前回と同様に1割以上
- ▶ 【年代別で見ると】「障がい者にひどいことを言ったり、無視、虐待をする」で差が大きく、若い年代ほど高い



※「家族が無視したり、世話をすることを避ける」は2019年度から設定

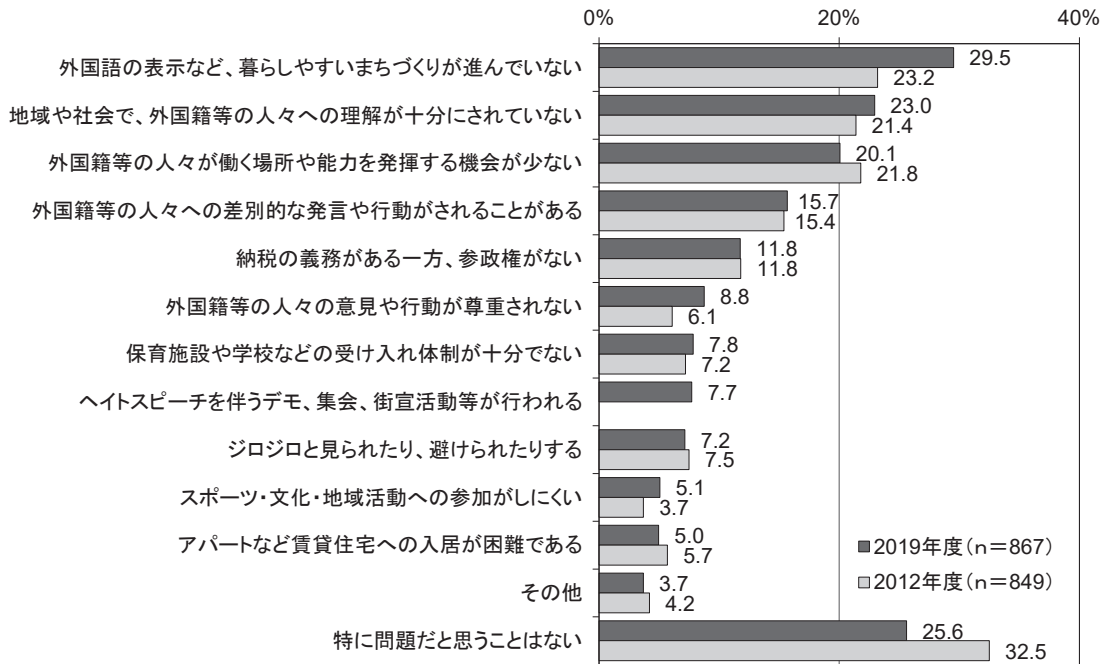
(11)「障がい者の人権が尊重されるために」必要だと思うこと(3つまで選択)

- 「障がい者自身やその家族のための相談・支援体制」「障がい者が働く機会の確保」が3割以上
- 上位2項目は前回と同じだが、値は前回より低い



(12) 「外国籍等の人々の人権が守られていない」と感じる事（3つまで選択）

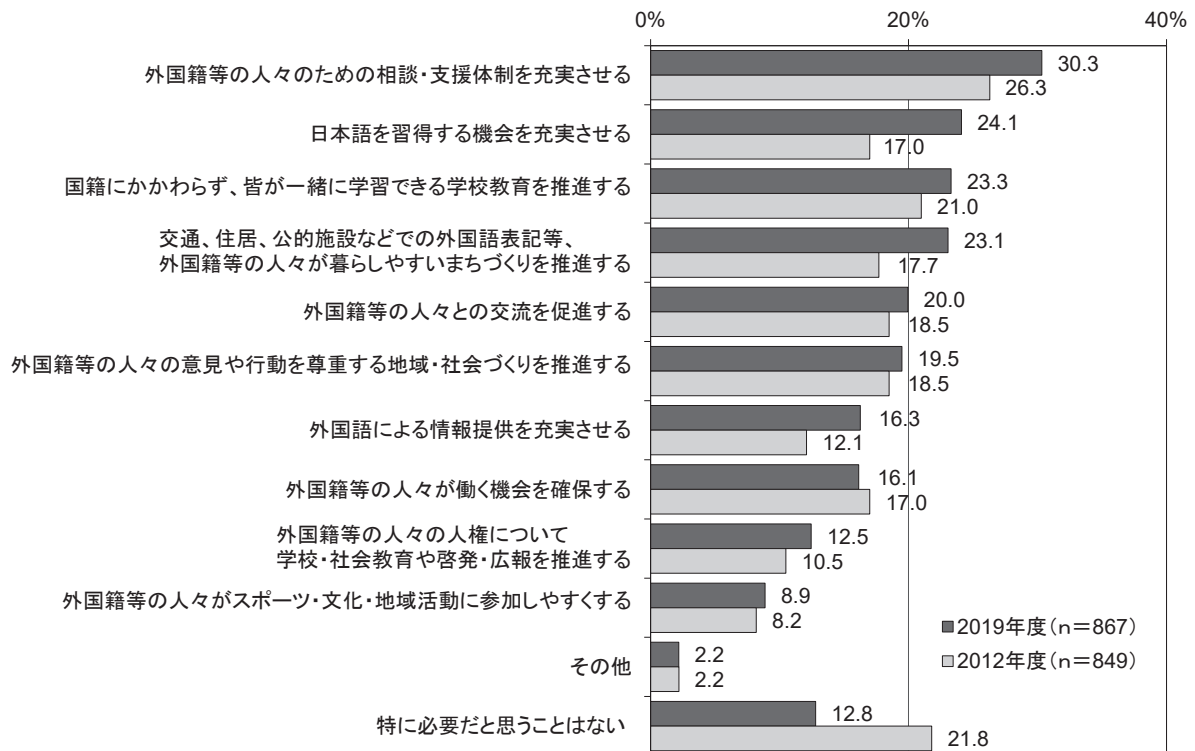
- 「外国語の表示など、暮らしやすいまちづくりが進んでいない」が約3割で最も高い
- 「特に問題だと思わない」は2割以上だが、値は前回より低い



※「ヘイトスピーチを伴うデモ、集会、街宣活動等が行われる」は2019年度から設定

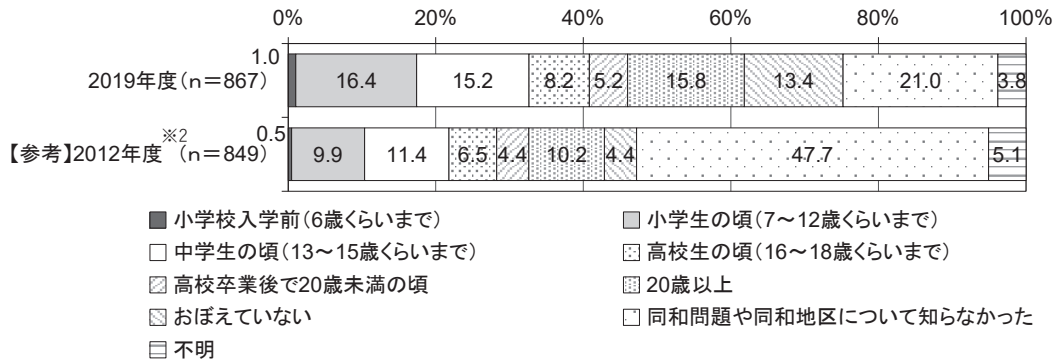
(13) 「外国籍等の人々の人権が尊重されるために」必要だと思うこと（3つまで選択）

- 「外国籍等の人々のための相談・支援体制を充実させる」が3割以上で最も高い
- 「特に必要だと思うことはない」は1割以上だが、値は前回より低い



(14) 同和問題や同和地区についてはじめて知ったのはいつ頃ですか（1つだけ選択）

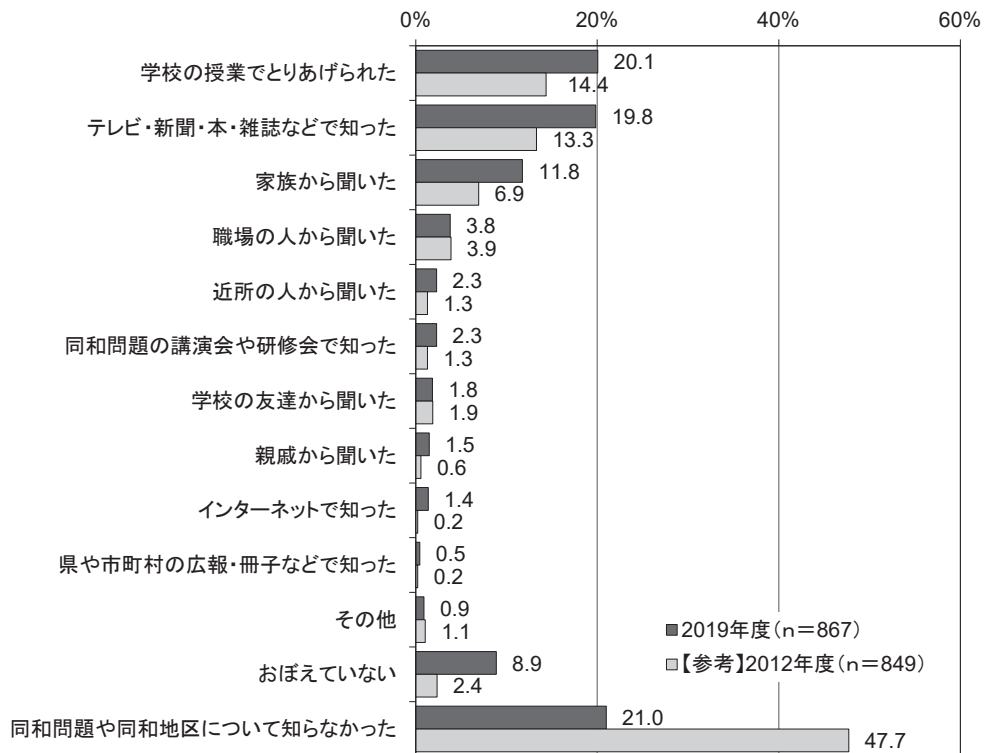
- 「小学生の頃」「中学生の頃」「20歳以上」「おぼえていない」が1割以上
- 合計値「中学生の頃まで」が3割以上、合計値「知っている」※1が7割以上
- ▶ 【年代別で見ると】合計値『知っている』は18-20歳代（83.3%）や30歳代（82.4%）が8割以上で高い



※1 合計値「知っている」は「小学校入学前」から「おぼえていない」までの7項目の合計値
 ※2 前回とは設問設定が異なるため、2012年度は参考値

(15) 同和問題・地区についてはじめて知ったきっかけはどのようなことですか（1つだけ選択）

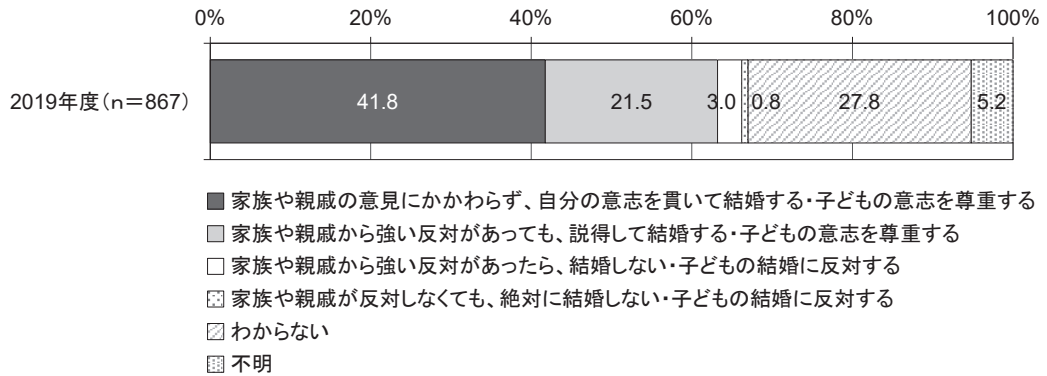
- 「学校の授業」「テレビ・新聞・本・雑誌など」と「知らなかった」が約2割
- ▶ 【年代別で見ると】「学校の授業でとりあげられた」で特に差が大きく、若い年代ほど高い



※前回とは設問設定が異なるため、2012年は参考値

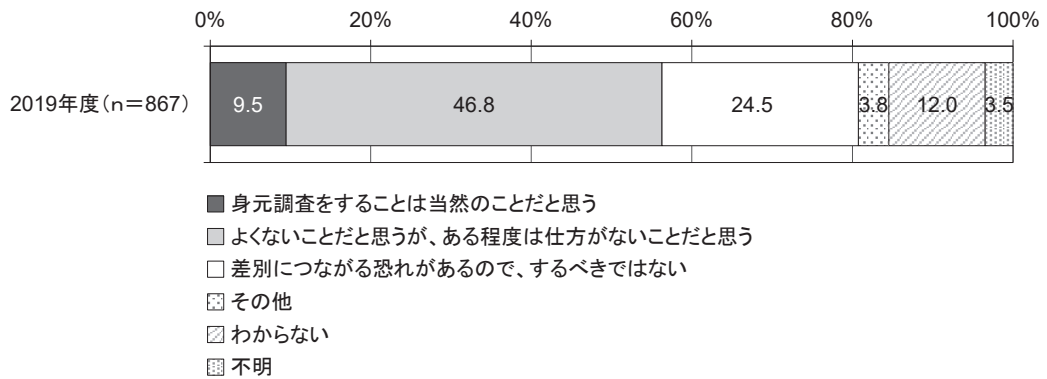
(16) 仮に、あなたやあなたのお子さんが結婚しようとする相手が同和地区出身の人だと知った場合、どのようにすると思いますか（1つだけ選択）

- 「家族や親戚の意見にかかわらず、自分の意志を貫いて結婚する・子どもの意志を尊重する」が4割以上で最も高い
- 次いで「わからない」が約3割
- ▶ 【性別で見ると】合計値『結婚する・子どもの意志を尊重する』（男性69.6%、女性59.4%）で差が見られ、男性が高い



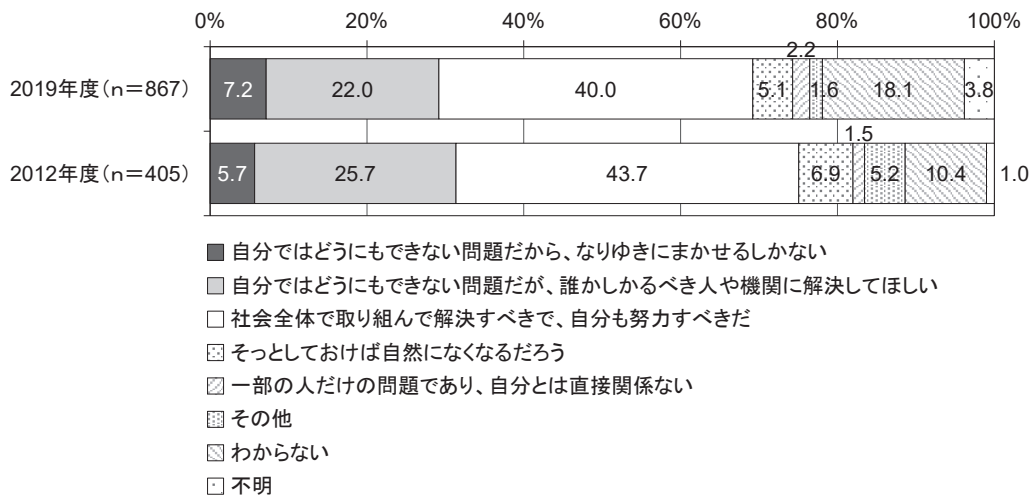
(17) 身元調査についてどのように考えますか（1つだけ選択）

- 「よくないことだと思うが、ある程度は仕方がないことだと思う」が約5割で最も高い



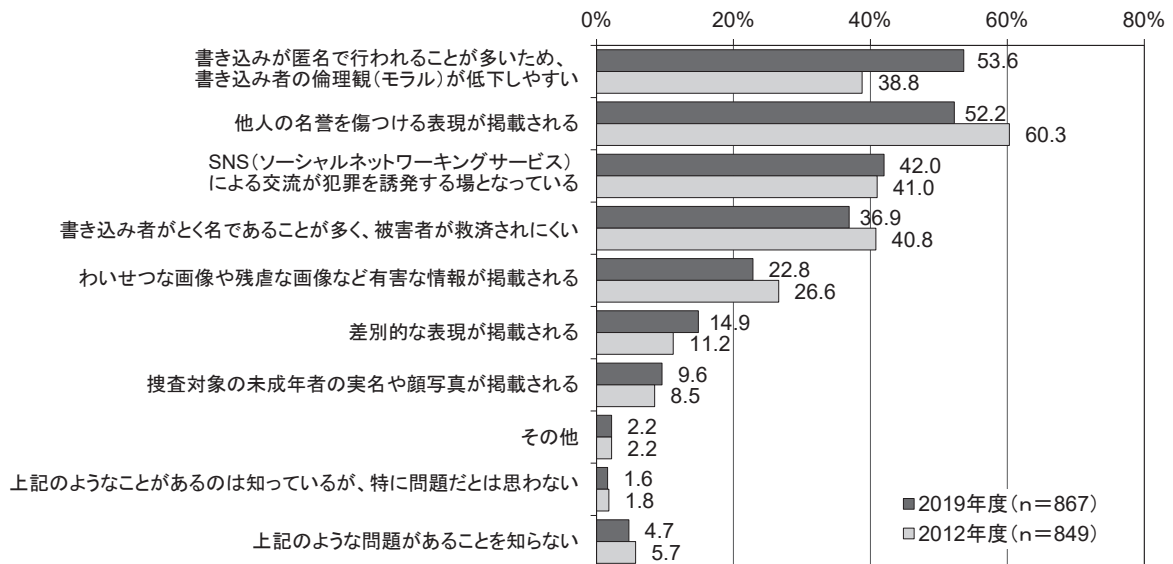
(18) 同和問題や同和地区についてどのように考えますか（1つだけ選択）

- 「社会全体で取り組んで解決すべきで、自分も努力すべき」が4割で最も高い
- 前回調査と大きな差は見られない



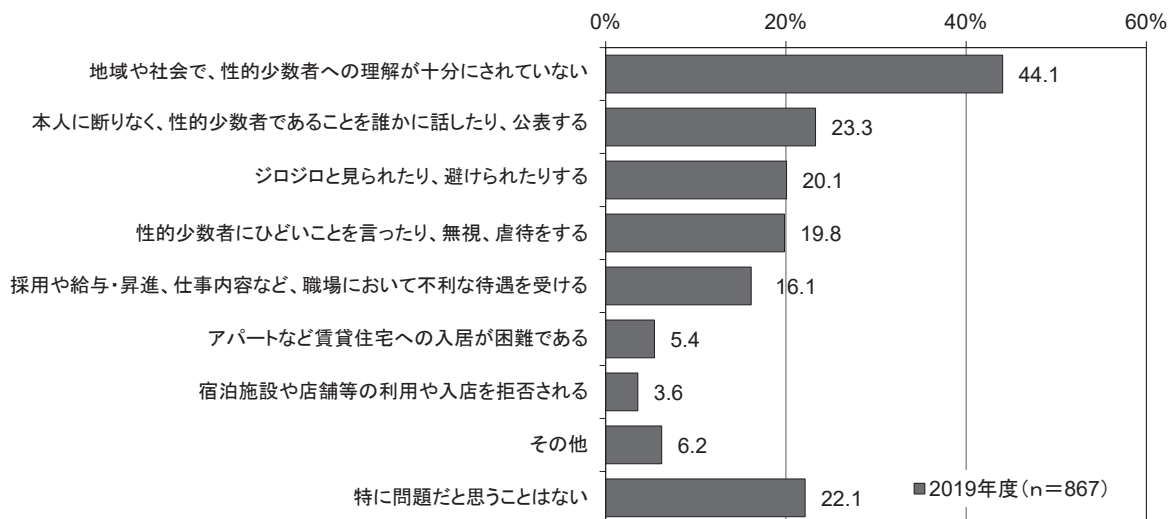
(19) 「インターネットを介した人権侵害」について、特にどのようなことが問題だと思えますか (3つまで選択)

- 「書き込み者の倫理観（モラル）が低下しやすい」「他人の名誉を傷つける表現が掲載される」が5割以上
- 前回より「書き込み者の倫理観（モラル）が低下しやすい」が高く、「他人の名誉を傷つける表現が掲載される」が低い
- ▶ 【年代別で見ると】「書き込み者の倫理観（モラル）が低下しやすい」で差が大きく、50歳代（71.7%）が特に高い



(20) 「性的少数者 (LGBT※等) の人権が守られていない」と感じることはありませんか (3つまで選択)

- 「地域や社会で、性的少数者への理解が十分にされていない」が4割以上で最も高い
- 「特に問題だと思わない」は2割以上
- ▶ 【性別で見ると】「地域や社会で、性的少数者への理解が十分にされていない」(男性 40.4%、女性48.8%)で差が大きく、女性が高い



※ LGBT (エルジーピーティー) : L (レズビアン)、G (ゲイ)、B (バイセクシュアル)、T (トランスジェンダー) の頭文字を取った略称

レズビアン：こころの性が女性で、好きになる性が女性

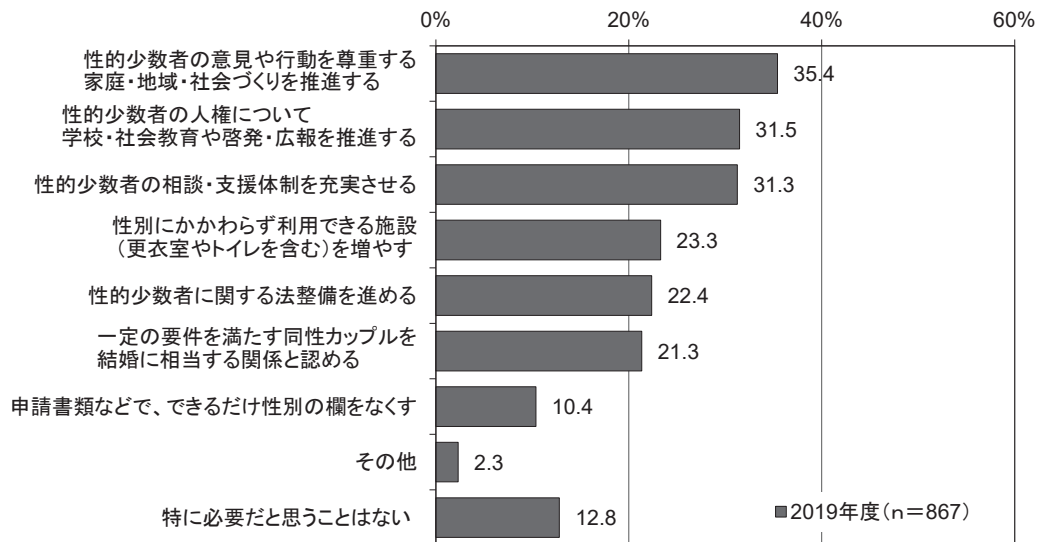
ゲイ：こころの性が男性で、好きになる性が男性

バイセクシュアル：好きになる性が異性の場合も同性の場合もある人

トランスジェンダー：こころの性とからだの性に違和感を持つ人。「性同一性障害」は、これにより社会的に支障がある状態

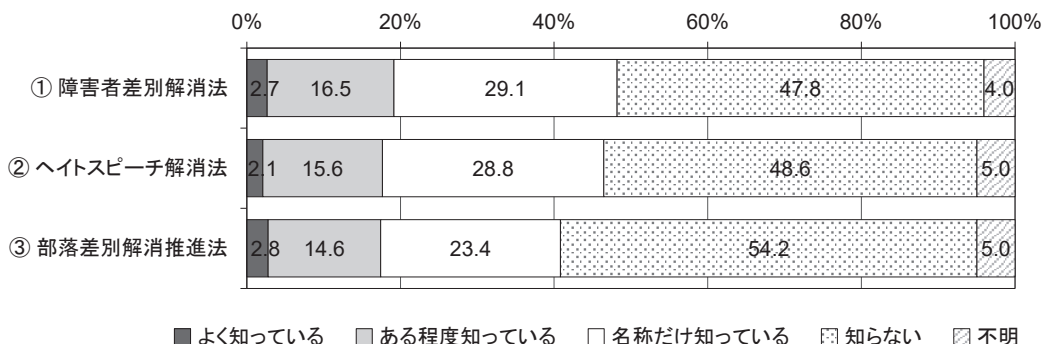
(21) 「性的少数者の人権が尊重されるために」どのようなことが必要だと思いますか（3つまで選択）

- 「意見や行動を尊重する家庭・地域・社会づくり」「学校・社会教育や啓発・広報」「相談・支援体制」が3割以上で同程度に高い
- 「特に問題だと思わない」は1割以上
- ▶ 【性別で見ると】「性的少数者の相談・支援体制を充実させる」（男性 25.5%、女性 35.7%）、「性別にかかわらず利用できる施設（更衣室やトイレを含む）を増やす」（男性 17.3%、女性 28.7%）、「一定の要件を満たす同性カップルを結婚に相当する関係と認める」（男性 15.2%、女性 26.9%）の3項目で大きく、いずれも女性が高い
- ▶ 【年代別で見ると】「一定の要件を満たす同性カップルを結婚に相当する関係と認める」で差が大きく、概ね若い年代ほど高い



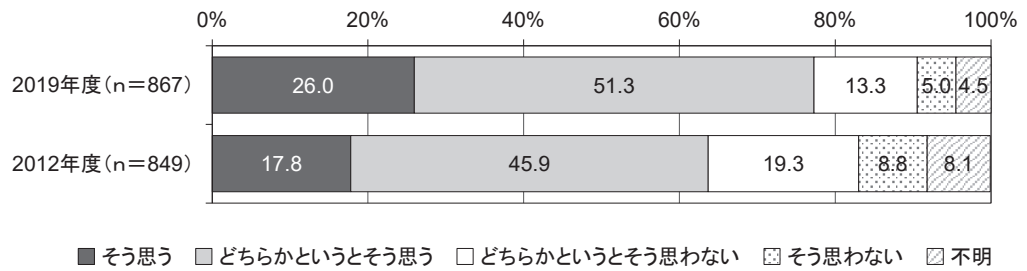
(22) 人権に関する3つの法律について知っていますか（それぞれ1つだけ選択）

- いずれの法律も「知らない」が約5割で特に高い
- 合計値「知っている」は、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法が約5割、部落差別解消推進法が4割以上



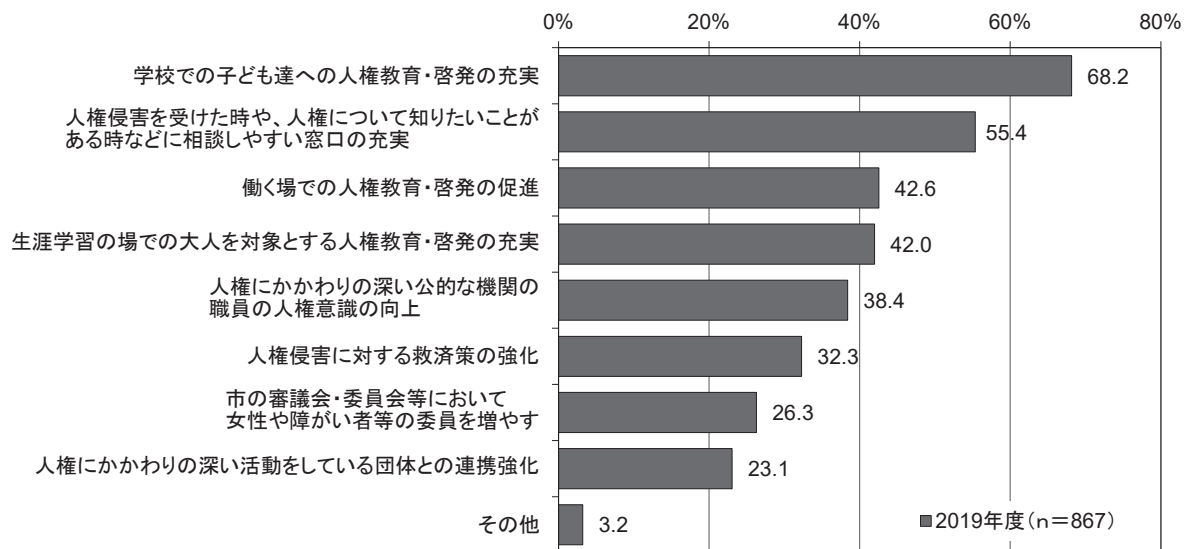
(23) 「今よりもさらに人権が守られる」社会をつくるために、自ら考え、行動したいと思いませんか (1つだけ選択)

- 「どちらかというと思う」が5割以上で最も高い
- 合計値「そう思う人」が約8割で「そう思わない人」の約2割を大きく上回る
- 合計値「そう思う人」は前回より高い
- ▶ 【年代別で見ると】合計値「そう思う人」は概ね若い年代ほど高い



(24) 市がどのような取組を進めることが、「今よりもさらに人権が守られる」社会をつくるために必要だと思いませんか (いくつでも選択)

- 「学校での子ども達への人権教育・啓発の充実」が約7割で最も高い
- 次いで「人権侵害を受けた時や、人権について知りたいことがある時などに相談しやすい窓口の充実」が5割以上
- ▶ 【性別で見ると】「人権侵害を受けた時や、人権について知りたいことがある時などに相談しやすい窓口の充実」(男性 48.2%、女性 61.2%)で最も差が大きく、女性が高い



2 評価指標の検証

本計画は、その進行を管理し、着実な推進につなげるため、市民アンケート調査によって得られる以下の値を評価の指標として設定しています。

指標1「人権問題への関心度の向上」は、実績値が目標値に達していないものの、前回調査に基づく基準値を上回っています。

指標2「市民の前向きな意向の醸成」は、実績値が目標値を大きく上回っています。

指 標	基準値 ^{※1} 平成 25 年度 (2013) (A)	目標値 平成 30 年度 (2018) (B)	実績値 ^{※2} 令和元年度 (2019) (C)	達成度 (C×100/B)
指標 1：人権問題への関心度の向上				
市民アンケート調査で各人権問題について関心がある割合の値の合計を項目数で除した値 ^{※3} ◆「人権問題には関心がない」を除く項目それぞれにおける「関心がある」割合の値(ポイント)の合計を項目数で除した値	22.9 ポイント 〔481.6 ポイント〕 ／21 項目	27.7 ポイント 〔582 ポイント〕 ／21 項目	26.7 ポイント 〔533.6 ポイント〕 ／20 項目	96.4%
指標 2：市民の前向きな意向の醸成				
市民アンケート調査で「今よりもさらに人権が守られる」社会をつくるために、自ら考え、行動したいと思う割合 ◆「そう思う」「どちらかというと思う」の合計値	63.7%	70%	77.3%	110.4%

※1 基準値：平成 24 (2012) 年度に実施した市民満足度調査 (前回調査)

※2 実績値：令和元 (2019) 年度に実施した市民アンケート調査

※3 指標 1 について、前回調査では「外国籍等の人々の人権」は「外国籍の人々の人権」、「HIV 感染者、ハンセン病患者等感染症患者の人権」は「感染症患者等 (HIV 感染者、ハンセン病患者等) の人権」、「性自認 (こころの性) を理由とする人権侵害」は「性同一性障がい者の人権」として設定。また、実績値 (今回調査) は 20 項目であるが、基準値設定時 (前回調査) は「人身取引に関する人権問題」 (14.7%) を加えた 21 項目で設定していたため、値の比較はそれぞれの項目数で除して実施

3 市民アンケート調査から示される現状と課題

● さまざまな人権問題に関心を持ち、理解を深める

人権問題全般について見てみると、インターネットによる人権侵害をはじめ、さまざまな人権問題への関心が高まっており、子ども、障がい者、インターネット、女性、高齢者の人権問題などでは、高い関心が維持されています。一方、アイヌの人々、ホームレス、同和地区出身者、感染症患者、新潟水俣病被害者、刑を終えて出所した人などへの関心はいずれも、比較的低い状況が続いています。また、性別や年代によって関心が高い項目が異なっています。



性別や年代によって身近な人権問題が異なることを踏まえ、関心がある人権問題への認識をさらに深めるとともに、それ以外の人権問題への関心を促し、理解を深められる環境づくりが課題です。

● 日常の中に存在する人権侵害を改めて考える

「自分の人権が守られていない・人権が侵害されている」と感じたことのある人は約3割となっており、前回調査からほとんど変化していません。その内容も前回調査と同様に、「うわさやかげ口、悪口を言われた」が最も多く、約6割を占めています。



日常の暮らしの中で、多くの人々が人権の侵害を実感しているという現状を重く受け止める必要があります。また、暮らしの中の何気ない言動について改めて考えることを促すとともに、互いの人権を尊重しあえる地域づくりが課題です。

● 人権問題それぞれの特性を把握し、計画的に取り組む

さまざまな人権課題について、市民が問題と考えていること、必要だと感じていることを見ても、分野それぞれに固有のことと、複数の分野に共通することがわかります。

まず分野それぞれに固有のことについて特徴的なものを見てみると、女性の人権では、性別を理由とした固定的な役割分担や職場における待遇の違いなどが大きな問題と考えられています。また、仕事と家事・育児・介護等の両立、いわゆるワーク・ライフ・バランスの推進が強く求められています。

子どもの人権では、家族による養育放棄や虐待、しつけのつもりで行う体罰、子どもどうしのいじめなどが大きな問題と考えられています。また、家族の信頼関係の構築や子どもたちへの人権教育の推進、虐待の早期発見の取組が求められています。

高齢者の人権では、悪徳商法や特殊詐欺などの犯罪被害、障がい者の人権では、雇用機会の確保や待遇の違いが大きな問題と考えられています。

外国籍等の人々の人権では、「特に問題だと思わない」や「特に必要だと思わない」という人の割合が比較的高く、これらは前回調査より低くなっているものの、関心が低い状況が続いています。

次に複数の分野に共通することについて見てみると、高齢者、障がい者、外国籍等の人々の人権では、働く場所や能力を発揮する機会が少ないことが問題と考えられており、人権が尊重されるためには相談・支援体制の充実が求められています。また、障がい者、外国籍等の人々、性的少数者（LGBT等）の人権では、地域や社会での理解が進んでいないことが大きな問題と考えられています。

分野によって特に性別による傾向が異なることも示されており、全体的に男性より女性で、より強く問題と考えられている、必要だと感じられている状況がうかがえます。特に、女性の人権における「固定的な役割分担の押し付け」、高齢者の人権における「高齢者自身やその家族のための相談・支援体制の充実」などで、性別による差が見られます。

また、性的少数者（LGBT等）の人権について、関心は高まっているものの、問題としての認識は比較的弱く、地域や社会における理解が進んでいないこと自体が問題と考えられている状況がうかがえます。



それぞれの人権問題の特性や共通点、性別等の属性による認識の違いを踏まえるとともに新たな課題への対応を念頭に、家庭、学校、地域、職場など、場面や機会ごとに効果的な人権教育・啓発を検討し、計画的に取り組むことが課題です。また、人権が侵害される事態の未然防止と早期発見、的確な対応ができる体制の強化に努めることが課題です。

● 同和問題について、年代の差に寄り添い、前向きな意向を生かす

同和問題や同和地区の存在を知っている人は、年代にかかわらず7割以上で、特に30歳代以下では8割以上と高くなっています。しかし、はじめて知った時期やきっかけを見ると、30歳代以下では「小学生の頃」「学校の授業でとりあげられた」という人が多いのに対して、40歳代以上では「20歳以上」になってから「テレビ・新聞・本・雑誌などで知った」という人が多くなっています。

自分や子どもが結婚しようとする相手が同和地区出身の人だと知った場合については、いずれの年代も「家族や親戚の意見にかかわらず、自分の意志を貫いて結婚する・子どもの意志を尊重する」が最も高くなっています。

一方、身元調査についてはいずれの年代も「よくないことだと思うが、ある程度は仕方がないことだと思う」が高くなっています。

同和問題や同和地区についての考え方は「社会全体で取り組んで解決すべきで、自分も努力すべきだ」とする人がいずれの年代も最も多くなっており、知った時期やそのきっかけにかかわらず、自ら前向きに取り組む意向を持つ人が多いということが示されています。



学校教育における取組の成果を踏まえ、さらなる推進を図るとともに、年代によって同和問題と接してきた環境が大きく異なることを念頭に、市民の正しい理解を促す情報の提供が必要です。また、取組に前向きな市民が年代にかかわらず多いという状況を具体的な行動につなげることが課題です。

● 加害者にならないための人権教育・啓発

インターネットを介した人権侵害について見てみると、書き込み者の倫理観（モラル）低下や、他人の名誉を傷つける表現の掲載を問題と考える人が多く、それぞれ5割以上となっています。



ブログや SNS（Social Networking Service）の急速な普及が進む中、インターネットを介した人権侵害について、加害者にならないよう、使い方のルールやマナーに関する教育・啓発が必要です。

また、被害を受けた場合に適切な対応や解決を図るための体制づくりが課題です。

● 市民の前向きな意向を最大限に生かす

「今よりもさらに人権が守られる社会づくりのために、自ら考え、行動したい」と思う人は約8割を占めており、前回調査より高くなっています。また、概ね若い年代ほどその傾向が強くなっており、若い年代を中心に市民自らが人権問題に取り組む意向が強くなっていることが示されています。



自ら考え、行動したいという、多くの市民の前向きな意向を最大限に生かし、地域や社会全体の動きにつなげる実践的な取組が課題です。特に若い年代の前向きな意向を地域全体のけん引力として生かすことが期待されます。

第3章 あらゆる場面や機会での計画の推進

1 南魚沼市における人権教育の現状と課題

人権教育は、地域の実情を踏まえつつ、家庭、学校、地域、職場などのさまざまな場面や機会において、学校教育や社会教育を通じた教育活動として推進される必要があります。

南魚沼市では、すべての市民がさまざまな人権問題について知り、正しく理解できるよう、学校教育や社会教育を通じた人権教育を行っています。

学校教育では、子どもたちの発達段階に応じ、学校教育活動全体を通して人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にする教育の充実を図っています。

しかし、依然として、いじめ、不登校、体罰、インターネットなどを介した有害情報の氾濫や性の商品化などの人権問題が存在しています。また、経済的困難を抱える家庭の子どもの貧困、ニートやひきこもりへの対応なども課題です。すべての子どもたちが質の高い人権教育を受けられるようにすることが課題であり、学校教育の担い手である教職員の人権意識や人権教育の質の向上に向け継続的に取り組むとともに、保護者や地域住民を含めた地域全体での理解と協力が必要です。

社会教育では、生涯学習の視点に立ち、市民のライフサイクルに合わせた多様な教育活動を展開することを通して、人権尊重の意識を高める教育の充実を図っています。

しかし、市民アンケート調査では、女性、子ども、高齢者、障がい者など比較的身近な人権問題への関心が高い一方で、外国籍等の人々、性的少数者（LGBT等）、同和問題などの人権問題に対しては関心が低く、関心や認知、理解の状況に偏りがあることがうかがえます。無関心や知らないことは人権侵害の助長につながりかねません。身近な人権問題だけでなく、さまざまな人権問題について、市民一人ひとりが関心を持ち、理解を深め、それぞれが人権問題で悩んだり、判断を迷ったりした時に正しい認識で助けあい、影響しあえる市民と組織を育てることが課題です。

2 南魚沼市における人権啓発の現状と課題

人権啓発は、市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を認識し、正しい理解と行動を促すために、より市民が受け入れやすいものとなるよう行われることが必要です。

南魚沼市では、市民が人権について考え、行動するきっかけとなり、地域全体で人権意識の向上が図られるよう、日常生活のさまざまな場面や機会において人権啓発を行っています。

具体的には、法務大臣が委嘱する民間のボランティアである人権擁護委員を各地域に配置するとともに、国や県等の関係機関と連携して、さまざまな取組を行っています。市では12名の人権擁護委員がおり、人権に関する講演会の開催、「人権なんでも相談所」の開設、「SOSミニレター[※]」、各学校・施設の訪問、中学生一日人権擁護委員など、「人権の種をまく」活動を継続して行っています。また、これらの情報を広報紙やウェブサイト等に掲載するとともに、女性、子ども、高齢者、障がい者など各分野において、人権に関する相談対応や啓発、支援の体制整備・推進を図っています。

市民アンケート調査によると、さまざまな人権課題に対する相談・支援体制の充実が求められており、このような体制のさらなる充実が課題です。また、高齢者や外国籍等の人々への情報の伝え方も課題です。

雇用の場では、採用時や待遇、昇進・昇給などさまざまな場面における人権侵害が問題となることがあり、地域社会の構成員である企業や事業所に対する人権啓発活動が必要です。また、インターネットの普及により、匿名性を悪用した深刻な人権侵害が問題となっており、個人の名誉やプライバシーの保護、正しい判断や望ましい態度などについて理解を深めることが課題です。

※ SOS ミニレター：学校の教師や保護者にも相談できない子どもの悩みごとを把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、子どもをめぐるさまざまな人権問題を解決するために児童・生徒に配布するもの。専用の便箋兼封筒を使用して郵便ポストに投函すると、最寄りの法務局・地方法務局に直接届き、人権擁護委員や法務局職員が、児童・生徒の希望する連絡方法（手紙・電話）で返事をする仕組み

3 さまざまな場面や機会における施策の基本的方向

すべての市民が、さまざまな人権問題を自分自身の課題ととらえ、その解決に向けて自ら考え、行動できるよう、あらゆる場面や機会を通じて人権教育・啓発活動に努めます。

以下に、それぞれの場面・機会での施策の基本的な方向性を示します。

● 学校において

子どもたち一人ひとりの個性が尊重され、豊かな人間性等の「生きる力」を育む中で、さまざまな人権問題に関する正しい理解を深めるとともに、差別や偏見をしない・許さない感性を育める学校・学級づくりを推進します。

また、教職員の人権問題、同和教育への理解を深め、質の高い人権教育を実践する意欲と指導力の向上が図られるよう、研修機会の充実に努めます。

● 社会において

市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、行動できる社会の実現を目指して、公民館、図書館等の社会教育施設を中心として、地域の実情に応じた、人権に関する多様な学習機会の充実に努めます。また、学校教育との連携を図りながら、多様な参加・体験型の交流活動を推進します。

さらに、地域づくり協議会、NPO・ボランティア団体など、市民が人権教育・啓発の担い手となる団体等の育成や主体的な活動の支援を推進します。

● 家庭において

家庭は社会を構成する基礎を成す最も小さい単位です。性別による固定的な役割分担意識の解消や、男女がともにワーク・ライフ・バランスの充実に向けて取り組むとともに、子育て・家庭教育を担い、高齢者や障がい者などの生活を支える家族それぞれが、さまざまな人権問題について正しく理解し、行動できるよう、教育や啓発活動の充実に努めます。

また、各家庭が良好な信頼関係の中で子どもたちの思いやりの心を育めるよう、学校教育と社会教育が連携・協働して、人権に関する学習機会や情報の提供に努めます。

● 地域において

市民一人ひとりが、地域社会の中で互いの人権を尊重し、安全に安心して暮らし続けられるよう、各地域の自治組織、保育園・幼稚園・認定こども園や小・中学校、家庭、高齢者団体、福祉サービス事業所などと連携・協働して、地域の実情に応じた人権教育・啓発の機会充実に努めます。

また、地域の公民館や地区センターなどの拠点施設を活用し、すべての市民がさまざまな人権課題について学習・交流できる機会の提供に努めます。

● 企業・事業者等への啓発

企業・事業者等には地域社会を構成する企業市民として、人権を尊重する社会的責任（CSR^{※1}）を果たすことが求められています。性別、年齢、出生地、国籍などの違いや障がいの有無、思想や信条、性的指向や性自認などによる、雇用の場での採用選考や賃金・昇進などの格差、セクシュアルハラスメント^{※2}やパワーハラスメント^{※3}などの人権侵害の防止と解消に向けた積極的な取組を支援するとともに、関係機関・団体と連携を図りながら指導と啓発に努めます。

また、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」において「人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者」に位置づけられる医療関係者、福祉関係職員、消防・警察職員、マスメディア関係者などに対して、国や県などと連携して人権教育・啓発に努めます。

● 市職員への教育

国の「人権教育・啓発に関する基本計画」において「人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者」に位置づけられる市職員一人ひとりが、基本的人権の尊重を深く理解し、人権に対するあらゆる差別や偏見から市民を守り、その解消に努められるよう、人権に関する研修機会の充実に努めます。

また、率先して取り組むべき立場としての自覚を持ち、人権問題の意識向上と啓発に努めます。

※1 CSR（シーエスアール）：Corporate Social Responsibility の略

※2 セクシュアルハラスメント：性的嫌がらせ。相手の意に反した性的な発言や行動、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、性的な冗談やからかいなど。労働の場では、このような行為を拒否したことで解雇、降格、減給などの不利益を受けたり、性的な言動が行われることで職場環境が悪化し、労働者の能力の発揮に大きな悪影響を生じさせる行為

※3 パワーハラスメント：同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えたり職場環境を悪化させる行為

● 相談への対応

市民がいつでも安心して相談できるよう、現行の分野別における相談体制（女性、子ども、高齢者、障がい者、若者^{※4}、保育園・幼稚園・認定こども園、小・中学校、地域など）の充実を図るとともに、市職員の人権教育を積極的に推進し、相談者それぞれの事情を思いやり、迅速に対応できるよう、人材育成に努めます。

また、人権問題に関するあらゆる相談について、関係機関・団体と密接な連携・協力を図りながら、プライバシーの保護に十分に配慮しつつ迅速かつ的確に対応できる相談体制の充実を図ります。さらに、相談者の個人情報と保護しつつ相談内容や対応方法等の情報を蓄積・分析し、再発防止や啓発活動、担当職員の育成と資質向上に努めます。

● 地域組織等との連携・協働

市民に身近な地域において、より実践的な人権教育・啓発を推進するとともに、災害等非常時においても人権に配慮した適切な対応と支えあいができるよう、各地域の自治組織との連携・協働や自主的、主体的な活動の支援を推進します。

また、市内や地域では、NPO・ボランティアなどの民間団体が、人権教育・啓発にかかわる各分野で活動を行っています。このような活動は、効果的な人権教育・啓発を行う上で今後ますます重要になると考えられることから、これらの団体との情報交換や連携・協働の体制強化を図るとともに、自主的、主体的な活動やそのための人材育成などを支援します。

※4 若者：「子ども若者ビジョン」（平成22（2010）年 子ども・若者育成支援推進本部決定）によると、思春期（中学生からおおむね18歳まで）、青年期（おおむね18歳からおおむね30歳未満まで）の者、施策によっては40歳未満までのポスト青年期の者も対象としている。本計画では、施策によって異なる場合があるものの、義務教育終了からおおむね39歳までを想定

4 評価指標の設定

本計画の着実な推進のため、市民の意識の変化や取組の成果把握のための市民アンケート調査を計画の見直し時に併せて行い、これによって得られる以下の値を評価の指標として設定します。

目標値は「2 評価指標の検証」を踏まえ、「指標1」は平成25（2013）年度設定の目標値を継承することとします。「指標2」はより高い目標値を設定します。

指 標	基準値 ^{※1} 平成25年度 (2013)	実績値 ^{※2} 令和元年度 (2019)	目標値 令和7年度 (2025)
指標1：人権問題への関心度の向上			
市民アンケート調査で各人権問題について関心がある割合の値の合計を項目数で除した値 ◆「人権問題には関心がない」を除く項目それぞれにおける「関心がある」割合の値（ポイント）の合計を項目数で除した値	22.9 ポイント 〔481.6 ポイント〕 ／21 項目	26.7 ポイント 〔533.6 ポイント〕 ／20 項目	27.7 ポイント 〔582 ポイント〕 ／21 項目
指標2：市民の前向きな意向の醸成			
市民アンケート調査で「今よりもさらに人権が守られる」社会をつくるために、自ら考え、行動したいと思う割合 ◆「そう思う」「どちらかというと思う」の合計値	63.7%	77.3%	80%

※1 基準値：平成24（2012）年度に実施した市民満足度調査（前回調査）（「2 評価指標の検証」による値を再掲）

※2 実績値：令和元（2019）年度に実施した市民アンケート調査（「2 評価指標の検証」による値を再掲）

第4章 各分野における計画の推進

1 女性の人権

● 現状

男女の平等は日本国憲法に明記され、法制の上でも男女平等の原則が確立されています。しかし、「男は仕事、女は家庭」というような男女の役割を固定的に捉える考え方が依然根強く残っており、家庭、職場、地域などにおけるさまざまな男女差別の原因となっています。また、夫やパートナーからのDV（ドメスティック・バイオレンス）^{※1}や性犯罪など、女性の人権が著しく侵害される問題が起きています。

▶国・県の動向

国は昭和60（1985）年の「女性差別撤廃条約」批准を経て、平成11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」を施行し、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置づけました。平成12（2000）年にはその実現に向けた「男女共同参画基本計画」を策定し、「DV防止法」「次世代育成支援対策推進法」の制定や「育児・介護休業法」「男女雇用機会均等法」の改正などを経て平成27（2015）年に「第4次男女共同参画基本計画」を策定しました。

県は平成14（2002）年に「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」を制定し、平成18（2006）年に「新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」を策定、平成25（2013）年に第2次計画、平成29（2017）年に第3次計画を策定しました。

▶南魚沼市の現状

平成18（2006）年に市民組織「南魚沼市男女共同参画推進市民会議」と、市職員による「南魚沼市男女共同参画庁内推進会議」を設立し、この2つの会議を両輪に市民と市職員に対する意識啓発などを中心とした積極的な活動を続けてきました。平成29（2017）年には法律^{※2}に基づく「女性活躍推進計画」や「DV防止基本計画」としても位置づけられる計画として「第3次南魚沼市男女共同参画基本計画」を策定し、「女（ひと）と男（ひと） みんなでつろう！ ずっと住みたい南魚沼市」を目標に男女共同参画のまちづくりを進めています。

▶市民アンケート調査に見られる市民の意識

「女性の人権が守られていないと感じること」について、「固定的な役割分担の押しつけ」が約5割で前回調査に引き続き最も高く、性別による差が大きく、女性が男性よりも強く感じている状況がうかがえます。次いで前回調査より低くなっているものの、「職場における待遇が男性と違う」が3割以上と高く、市民それぞれの意識とそれに基づく行動と雇用や労働環境に要因があると考えられます。

「女性の人権が尊重されるために必要だと思うこと」については、「男女ともに仕事と家庭・育児・介護などの両立ができる環境をつくる」が7割で特に高く、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた社会の仕組みの転換やそのための意識啓発が求められています。

課題

- 性別による固定的な役割分担意識の解消を目指すとともに、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を確保するため、家庭、学校、地域や市民による活動団体、企業・事業者等への男女平等意識の啓発をさらに推進することが必要です。
- 女性の能力が適正に評価され、男女がともに仕事と家庭・育児・介護等を両立しやすい環境づくりを進め、ワーク・ライフ・バランスを、官民が一体となって、推進することが必要です。
- DV や性犯罪、ストーカー行為などの女性に対するあらゆる暴力と、さまざまな場面でのセクシュアルハラスメントを防止するとともに、被害を受けた場合の保護や、自立を支援する体制づくりが必要です。
- 地域活動や経済活動など、あらゆる場面における方針決定への女性の参画を促すことが必要です。

推進のための考え方と方策

◆「第3次南魚沼市男女共同参画基本計画」に基づく施策推進

計画に基づき、次の4つの基本目標の達成に向けた施策を推進します。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた意識づくり

学習機会の提供や啓発の実施、教育による取組の充実

基本目標Ⅱ 男女が共に参画する活力あるまちづくり

家庭・地域・職場・労働・市政における男女共同参画の推進

基本目標Ⅲ 誰もが安心して健やかに暮らせるまちづくり

DVの防止・対策の推進、虐待・暴力の防止・対策の推進

ハラスメントやいじめの防止・対策の推進、DV・虐待被害者支援のための連携体制の強化

防災・災害対策への女性の参画、性差を踏まえた生涯にわたる健康支援

多文化共生の推進、暮らしやすい環境整備

基本目標Ⅳ 男女共同参画に取り組む組織づくり

推進体制の整備、市役所におけるワーク・ライフ・バランスと女性活躍の推進

ハラスメントの防止と対策の強化、ジェンダー統計の実施

※1 DV(ドメスティック・バイオレンス)：domestic violence の略。配偶者やパートナーなど親密な関係にある、またはあった人から振られる暴力。身体的な暴力だけでなく、怒鳴る・無視する・生活費をわたさないなどの精神的な暴力や、望まない性行為を強要するなどの性的な暴力も含まれる

※2 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)第6条第22項、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項の規定

2 子どもの人権

● 現状

子どもたちを地域全体で見守り、育む社会づくりが進められている一方、子どもどうしでのいじめや暴力、教職員等の指導者による体罰、家族による虐待や育児放棄、子どもたちが性犯罪や性的搾取などの被害に遭う事件など、子どもたちの人権が侵害される問題が起きています。さらに、経済的困難を抱える家庭における子どもの貧困、ニートやひきこもりなども問題となっています。

▶国・県の動向

国は子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目的として平成元（1989）年に国連総会において採択された「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」を平成6（1994）年に批准しました。そして、この条約の理念を基本に、子どもの人権が尊重される社会づくりを推進しています。また、子どもたちのいじめの防止や早期発見を図るため、平成25（2013）年に「いじめ防止対策推進法」を施行し、国、県、市町村、学校や教職員、保護者それぞれの責務を明示しています。さらに平成28（2016）年及び令和元（2019）年に児童福祉法を改正し、それまで「保護の客体」とされてきた子どもの「権利の主体」としての明確化、親権者等による体罰の禁止の明文化など、子どもたちの権利や保護の強化を図っています。

県は県立教育センターや教育事務所による教育相談、スクールカウンセラー等の配置、各学校による校内指導体制の確立、いじめ防止のための学習プログラムや啓発運動に取り組んでいます。また、「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、いじめ防止等の体制整備を推進しています。

▶南魚沼市の現状

平成25（2013）年の市立総合支援学校開校など、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもたちが安心して教育を受けられる環境づくりに努めています。また、平成27（2015）年に「南魚沼市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例」を施行し、学校と地域の関係機関・団体との連携強化を図るとともに、市全体で「いじめを許さない・見逃さない」体制づくりに取り組んでいます。また、平成28（2016）年に「南魚沼市後期教育基本計画」を策定し、「全ての南魚沼市民の学び」を念頭に「南魚沼市らしい」教育を推進しています。さらに、令和2（2020）年に「第2期 南魚沼市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「生まれてくれてありがとう 育ててくれてありがとう のまちづくり」を基本理念とする、子どもたちや子育て世代が安心して暮らし続けることができる地域社会づくりを推進しています。

▶市民アンケート調査に見られる市民の意識

「子どもの人権が守られていない」と感じることについて、「家族が面倒をみなかたり、無視、虐待をする」が4割以上で前回調査に引き続き最も高くなっています。次いで「家族がしつけのつもりで体罰を行う」「子どもどうしでの暴力、仲間はずし、無視などのいじめがある」の2項目も3割以上で高く、その中で「家族がしつけのつもりで体罰を行う」は前回調査より高くなっています。また、新たな選択肢「経済的理由で十分な教育が受けられない」も約3割で高くなっています。

「子どもの人権が尊重されるために必要だと思うこと」について、「家族が良好な信頼関係を築く」「他者への思いやりの心を育む教育を推進する」の2項目が約4割で前回調査に引き続き高くなっています。

● 課題

- 子どもや子育て中の家庭を地域全体で見守り、支える体制づくりが必要です。
- 子どもの発達段階に応じて、思いやりの心を育む教育を体系的に推進することが必要です。
- 大人が社会教育、企業活動など、日常生活のあらゆる場面で子どもの人権について理解を深め、意識の向上が図られるよう促すことが必要です。
- 学校、家庭、地域が連携して、虐待やいじめを未然に防ぐとともに、起きた場合には状況を速やかに把握し、深刻化する前に対応することが必要です。
- 乳幼児や義務教育期の児童・生徒から若者まで、さまざまな年代のニーズに対応した相談・支援体制の充実が必要です。

● 推進のための考え方と方策

◆「南魚沼市子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策推進

子どもたちや子育て世代が安心して暮らし続けることができるよう、地域全体で子育てを支援する社会づくりを推進します。

◆子どもの発達に応じた人権教育の推進

保育園・幼稚園・認定こども園や小・中学校、家庭、地域の中で、人権問題に関する正しい理解が促され、思いやりの心を育むことができるよう、子どもの発達段階に応じた体系的・継続的な人権教育を推進します。

◆子どもの人権に関する啓発活動の推進

子ども一人ひとりが、権利の主体者として人権尊重されるよう、すべての市民を対象とした啓発活動を、さまざまな機会を通して推進します。

◆いじめに対する取組の推進

学校教育や社会教育等の機会を通じ、いじめの根絶を目指します。また、子ども一人ひとりに適切な対応が図られるよう、「南魚沼市いじめ問題対策連絡協議会」などの機能強化を図るとともに、学校、家庭、地域や関係機関などの連携強化に努めます。

◆子どもの人権侵害に対する適切な対応

関係機関で組織する「南魚沼市要保護児童対策地域協議会」による支援体制をさらに強化し、子どもへの人権侵害の未然防止と早期発見、虐待等により支援が必要な児童等への適切な対応に努めます。

◆切れ目のない支援の推進

「子育て世代包括支援センター」「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、妊娠期から子育て期まで安心して子どもを産み育てられる支援体制と、子どもの虐待防止体制の充実を図ります。

また、義務教育期の子どもから39歳までの若者が自立した学校生活や社会生活を送れるよう、子ども・若者相談支援センターや学校教育課、学校、家庭、関係機関などが連携・協働しながら、不登校やニート、ひきこもりなどの課題を抱えた子ども若者一人ひとりに応じた切れ目のない相談対応・支援を推進します。

◆子どもの貧困対策の推進

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、経済的困難を抱える家庭の子どもたちの生活の安定や教育機会の均等を図るために必要な取組を推進します。

◆教職員の資質や指導力の向上

教職員に対する研修等に加え、より現状に即した対応が図られるよう、家庭や地域と交流する場面や機会を充実させ、人権教育についての理解と認識を深めるとともに、資質や指導力の向上を図ります。

3 高齢者の人権

● 現状

少子化・高齢化が進行する中、高齢者が自らの豊かな経験と知識を活かし、いきいきと地域で暮らし続けられるよう、さまざまな方策が講じられています。しかし、高齢者の自立を妨げる雇用の場等での差別や、医療・介護の場における虐待、家族による虐待、財産権の侵害^{※1}など、高齢者の人権が侵害される問題が起きています。

▶国・県の動向

国は平成7(1995)年に高齢社会への対策を総合的に進めるために「高齢社会対策基本法」、平成18(2006)年に高齢者の尊厳を守る上で虐待を防止することが重要であるとして、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」を施行しました。また、高齢者の心身の健康と生活安定のために必要な措置を講じることが目的とする「老人福祉法」を平成24(2012)年に改正し、市町村に市民後見人^{※2}の養成努力義務が課されるようになりました。平成25(2013)年には「災害対策基本法」を改正し、避難時に特に配慮を要する高齢者等の安全確保について定めています。

▶南魚沼市の現状

南魚沼市の高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合)は令和元(2019)年に32.5%となっており、全国値28.5%より高いものの、県の32.4%と同程度、魚沼圏域平均値36.5%より低くなっています^{※3}。また、平成27(2015)年国勢調査によると、南魚沼市の高齢者がいる世帯数は総世帯数の過半数(54.1%)を占めています。

このような中、高齢者それぞれの体力や考え方によって、働き続ける、地域の中心的な役割を担う、文化や伝統を継承するなど、その暮らし方が多様化しています。年齢にかかわらず、さまざまな暮らし方を認めあい、地域の活力として互いを生かせるまちづくりが必要となっており、平成29(2017)年に第3期となる「南魚沼市地域福祉計画」、令和3(2021)年に第8期となる「南魚沼市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、すべての市民が支えあいながら生涯を地域で安全に安心して過ごすことができる地域完結型のまちづくりの実現を目指しています。また、平成21(2009)年に学識経験者や医療・保健・福祉関係者、認知症家族会関係者等で構成される「南魚沼市認知症等地域支援体制推進会議」を設置し、地域における認知症及び高齢者虐待の予防、早期発見、ケア等を行う人材、拠点等の地域資源のネットワークづくりを推進しています。

※1 財産権の侵害：家族や第三者による財産の不正利用、悪質な訪問販売や悪徳商法など

※2 市民後見人：市民による後見人。今後、成年後見制度の需要増加に対応するために、弁護士などの専門職による専門職後見人に合わせ、市民後見人の取組が期待され、人材の育成が必要となっている。成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が十分でない人の財産や権利を守り、適切な介護などのサービスが受けられるよう法律的に保護し、支援する制度。家庭裁判所によって成年後見人等を選ぶ法定後見制度と、本人に十分な判断力があるうちに自ら任意で成年後見人を選ぶ任意後見制度の2つがある

※3 資料：「高齢者の現況」（令和元年10月1日値 新潟県）

▶市民アンケート調査に見られる市民の意識

「高齢者の人権が守られていないと感じること」について、「悪徳商法や特殊詐欺などの犯罪被害が多い」が3割以上で最も高く、前回調査より高くなっています。また、「高齢者の人権が尊重されるために必要だと思うこと」について、「高齢者自身やその家族のための相談・支援体制を充実させる」「介護の制度やサービス、緊急時の体制を整える」の2項目が約3割で前回調査に引き続き高くなっています。

● 課題

- 高齢者が住み慣れた自宅や地域で自立した生活を安心して維持できるよう、地域全体で支えあう体制づくりが必要です。
- 高齢者の人権について理解を深め、虐待や財産権の侵害等の人権侵害を未然に防止するとともに、被害を受けた場合の保護や自立を支援する体制づくりが必要です。
- 高齢者の経験や知識を活かせる仕組みづくりが必要です。
- 医療・介護サービスにおいて、質的向上だけでなく、高齢者の人権が尊重され、高齢者もその家族も安心してサービスを受けられる体制づくりやそのための人材育成が必要です。
- 認知症や障がいなどで判断能力が十分でない高齢者の財産や暮らしを守るため、成年後見制度を必要とする高齢者が確実に利用できる体制づくりが必要です。
- 災害時に自力で避難することが困難な高齢者が滞りなく避難できるよう、関係機関・団体と地域が連携した支援体制づくりが必要です。
- 必要な情報が確実に提供できるよう、高齢者それぞれの状況に応じた情報提供が必要です。

推進のための考え方と方策

◆「南魚沼市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づく施策推進

「心豊かに元気に暮らし、地域ぐるみで支えあうまち」を基本理念とする計画に基づき、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを地域全体で推進します。

◆高齢者の人権に関する啓発活動の推進

高齢者に対する差別や偏見、虐待、財産権の侵害などの人権課題について、すべての市民を対象とする啓発活動を、さまざまな機会を通して推進します。

◆権利擁護の推進

認知症高齢者などの権利が守られるよう、成年後見制度の利用促進を図ります。また、制度利用の需要増加に対応するため、法人後見に取り組む南魚沼市社会福祉協議会との連携強化を図るとともに、分野を横断した専門相談機関の設置や市民後見人養成の取組を検討します。

◆相談体制の充実

高齢者やその家族が利用しやすい相談体制の充実を図ります。また、市職員等の相談への対応力強化を図ります。

◆高齢者の雇用・社会参加の促進

高齢者の経験や知識、技能を活かす仕組みをつくとともに、地域の高齢者団体の支援と連携を図り、雇用と社会参加を促進します。

◆高齢者の学習機会の充実

年齢にかかわらず、生涯を通じて自らの思いのまま自由に学び、地域でいきいきと暮らし続けられるよう、高齢者学級を中心に生涯学習の充実を図ります。

◆高齢者福祉に関するサービスの充実

高齢者とその家族が地域で安心して暮らし続けられるよう、高齢者福祉サービス等の充実を図ります。

◆高齢者福祉の現場での人権教育の推進・人材の育成

高齢者福祉を担う医療や介護等の現場における人権教育を推進するとともに、人材の育成を図ります。

◆避難支援体制の充実

災害時の避難に支援を必要とする高齢者等の名簿を作成し、地域と関係機関・団体が連携して避難支援活動ができる体制づくりに取り組みます。

◆高齢者への情報提供の充実

必要な情報が確実に提供できるよう、高齢者それぞれの状況に応じた情報提供の方法と機会の充実に努めます。

4 障がい者の人権

● 現状

障がいの有無や状況にかかわらず誰もが暮らしやすい社会づくりを目指し、さまざまな取組が進められています。しかし、障がいを理由とする雇用の場での不利な状況、賃貸住宅への入居拒否など、障がい者の自立と社会参加を妨げ、人権が侵害される問題が起きています。

▶国・県の動向

国は平成5（1993）年に「障害者対策に関する新長期計画」、平成7（1995）年に「障害者プラン」を策定し、「障害のある人も地域の中で普通の暮らしができる社会に」というノーマライゼーションを基本理念の一つとする障がい者施策を進めています。さらに、平成14（2002）年には「障害者基本計画」を策定し、障がいの有無にかかわらず、誰もが互いに尊重し、支えあう共生社会の実現を目指しています。また、平成17（2005）年に「発達障害者支援法」を施行し、発達障がいの早期発見や、学校教育等の場における発達障がいのある子どもの支援などを図っています。平成24（2012）年には「障害者虐待防止法」を施行し、障がい者に対する虐待の未然防止や早期発見などを図っています。平成25（2013）年には「障害者雇用促進法」の改正で、障がい者雇用の義務（法定雇用率^{※1}）を引き上げ、さらなる雇用促進を図っています。また、平成25（2013）年には「災害対策基本法」を改正し、避難時に特に配慮を要する障がい者等の安全確保について定めています。さらに、平成23（2011）年には「障害者基本法」を改正、平成28（2016）年には「障害者差別解消法」を施行し、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向けた取組を推進しています。

▶南魚沼市の現状

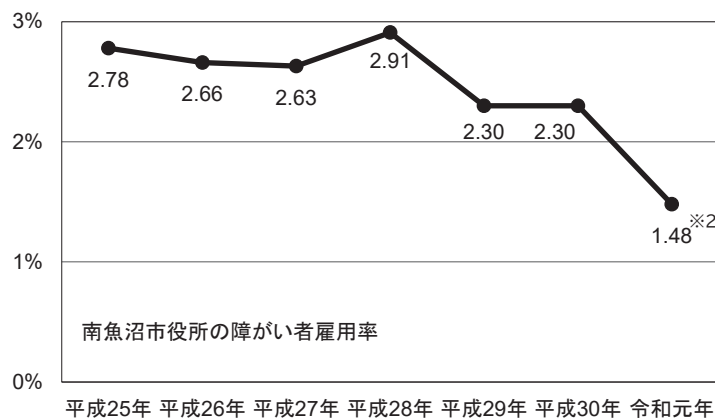
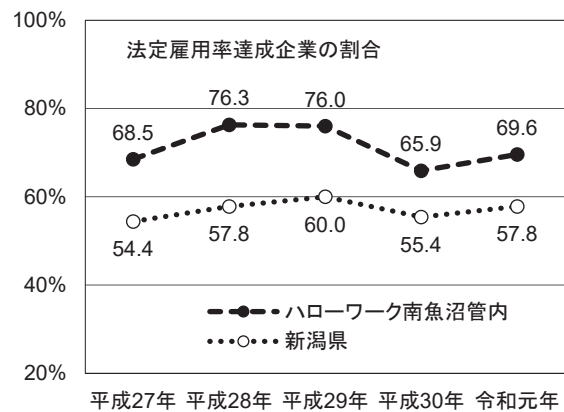
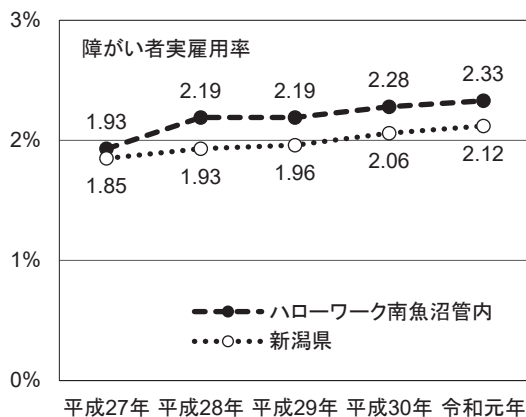
南魚沼市における障がい者手帳所持者数は、令和2（2020）年7月末現在3,014人となっており、総人口の5.4%を占めています。このような状況を背景に、平成30（2018）年に第3期「南魚沼市障がい者計画」及び第5期「南魚沼市障がい福祉計画」、第1期「障がい児福祉計画」をあわせて策定し、「障がい者の自立と皆でつくる共生社会」を基本理念として、障がいのある人の自己選択と自己決定を尊重し、障がいのある人もない人も対等に、社会の一員として責任を分かちあえる社会の実現を目指しています。また、学校教育においては、平成25（2013）年に市立総合支援学校を開校し、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもたちが安心して教育を受けられる環境づくりを地域と学校が連携しながら推進しています。

▶市民アンケート調査に見られる市民の意識

「障がい者の人権が守られていないと感じること」について、「障がい者が働く場所や能力を発揮する機会が少なく、待遇が不利なことが多い」が約5割で前回調査に引き続き最も高くなっています。また、「障がい者の人権が尊重されるために必要だと思うこと」について、「障がい者自身やその家族のための相談・支援体制を充実させる」「障がい者が働く機会を確保する」の2項目が3割以上で前回調査に引き続き高く、次いで「障がいの有無にかかわらず、さまざまな人同士の交流を促進する」が前回調査より高くなっています。

課題

- 障がい者が経済的に自立し、地域で安定した生活を維持できるよう、障がい者一人ひとりの能力や適性に応じた就労支援と雇用促進が必要です。
- 障がい者の人権について理解を深め、虐待、財産権の侵害等の人権侵害を未然に防止するとともに、被害を受けた場合の保護や、自立を支援する体制づくりが必要です。
- 障がい者本人だけでなく、その家族のための相談・支援体制の充実が必要です。
- 障がいの有無にかかわらず、ともに学び、互いを尊重する心を子どもたちが育めるよう、保育施設や学校等での障がいのある子どもたちの受け入れ体制のさらなる充実や、学校教育と連携した人権教育の推進が必要です。
- 障がいの有無にかかわらず、さまざまな人同士が支えあい、ともに地域社会を担う存在として尊重しあえる地域づくりが重要であり、その基礎となる社会基盤整備が必要です。
- 何らかの障がいなどで判断能力が十分でない障がい者の財産や暮らしを守るため、成年後見制度を必要とする障がい者が確実に利用できる体制づくりが必要です。
- 災害時に自力で避難することが困難な障がい者が滞りなく避難できるよう、関係機関・団体や地域の連携が重要であり、そのための支援体制づくりが必要です。



資料：「平成30年度 業務概要」
(ハローワーク南魚沼)、南魚沼市

ハローワーク南魚沼管内（南魚沼市・魚沼市・湯沢町）および南魚沼市役所の障がい者雇用の状況

※1 法定雇用率：障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（平成30年4月1日以降は、従業員45.5人以上の民間企業2.2%、国・地方公共団体2.5%）以上の障がい者を雇うことを義務付けている

※2 「南魚沼市役所の障がい者雇用率」における令和元年値は、平成30年までと異なり、算定対象（分母）に臨時職員を含む

● 推進のための考え方と方策

◆「南魚沼市障がい者計画」に基づく施策推進

「障がい者の自立と皆でつくる共生社会」を基本理念とする計画に基づき、障がいの有無にかかわらず、ともに生きる社会づくりに取り組みます。

◆障がい者の就労支援

障がい者それぞれの希望や能力、適性に応じた就労の実現や定着ができるよう、市立総合支援学校などによる児童生徒の就労体験や職業訓練の充実、通所作業所の支援やハローワークとの連携、市内民間企業等への働きかけなどに取り組みます。

◆障がい者の人権に関する啓発活動の推進

障がい者に対する差別や偏見、虐待、財産権の侵害などの人権侵害について、すべての市民を対象とする啓発活動を、さまざまな機会を通して推進します。

◆権利擁護の推進

知的障がい者、精神障がい者などの権利が守られるよう、成年後見制度の利用促進を図ります。また、制度利用の需要増加に対応するため、法人後見に取り組む南魚沼市社会福祉協議会との連携強化を図るとともに、分野を横断した専門相談機関の設置や市民後見人養成の取組を検討します。

◆相談体制の充実

障がい者やその家族が利用しやすい相談体制の充実を図ります。また、市職員等の相談への対応力強化を図ります。

◆ともに学び、互いを尊重しあえる学校教育の推進

障がいのある子どもたちの教育環境の充実を図ります。また、障がいの有無にかかわらず、ともに学ぶ喜びをすべての子どもたちが享受できる学校教育を推進します。

◆障がいの有無にかかわらず暮らしやすい社会基盤の整備推進

障がいの有無にかかわらず、すべての市民が等しく社会にかかわり、ともに地域で暮らし続けられるよう、啓発と社会基盤の整備を推進します。

◆障がい福祉に関するサービスの充実

「南魚沼市障がい福祉計画」に基づく施策を推進し、障がい者が地域で安心して暮らし続けられるよう、障がい者福祉サービスの充実を図ります。

◆障がい福祉の現場での人権教育の推進・人材の育成

障がい福祉の現場などにおける職員の人権教育と人材の育成を図ります。

◆避難支援体制の充実

災害時の避難に支援を必要とする障がい者の名簿を作成し、地域と関係機関・団体が連携して避難支援活動ができる体制づくりに取り組みます。

5 外国籍等の人々の人権

● 現状

日本の在留外国人数は、令和元（2019）年6月末現在 282 万人以上、平成 30（2018）年に入国した外国人数は 3,010 万人以上となっており、どちらも増加傾向にあります^{※1}。日本で暮らす外国籍等の人々の数は増加し、国際交流の場や、住民としてともに地域づくりに携わる機会が増えると考えられます。しかし、言語や宗教、生活習慣の違いや、誤った認識によって外国籍等の人々^{※2}の人権が侵害される問題が起きています。

▶国・県の動向

国は、外国籍等の人々への差別や偏見の解消を目指した啓発活動を行うとともに、全国の法務局などにおける「外国人のための人権相談所」、電話やインターネットで人権相談ができる「外国語人権相談ダイヤル」「外国語インターネット人権相談受付窓口」などを開設し、外国籍等の人々からの人権相談に対応しています。また、外国籍等の住民の利便性向上と行政サービスの合理化を図るため、外国人登録制度を廃止し、平成 24（2012）年から新たな在留管理制度を導入しました。これによって、3 か月を超えて適法に滞在する外国籍の人々は、日本人と同様に住民基本台帳に登録されるようになりました。さらに、平成 31（2019）年の出入国管理法改正により、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるための新たな在留資格「特定技能」が創設されました。また、平成 28（2016）年には「ヘイトスピーチ解消法」を施行し、民族や国籍等の違いを理由とする差別的な言動（ヘイトスピーチ）の解消を図っています。

▶南魚沼市の現状

南魚沼市に立地する国際大学では、さまざまな国や地域の人々が学んでいます。また、市内企業で働く外国籍等の人々は増加傾向にあり、平成 27（2015）年国勢調査によると、南魚沼市に在住する外国人数は 707 人で、総人口に占める割合は 1.2% となっており、これは県内すべての市町村の中で最も高い値となっています。市内には国際大学内に拠点を置く「うおぬま国際交流協会」などがあり、市民が主体となって活動しています。また、南魚沼市はノルウェー王国リレハンメル、オーストリア共和国セルデン、ニュージーランド国アシュバートンと姉妹都市提携を結んでおり、交流を推進しています。

▶市民アンケート調査に見られる市民の意識

「外国籍等の人々の人権が守られていないと感じること」について、「外国語の表示など、外国籍等の人々の暮らしやすいまちづくりが進んでいない」が約 3 割で最も高く、次いで「特に問題だと思わない」が同程度に高くなっています。また、「外国籍等の人々の人権が尊重されるために必要だと思わない」については、特に高い値の項目は見られないものの、3 割以上で最も高い「外国籍等の人々のための相談・支援体制を充実させる」をはじめ、多くの項目が前回調査より高い一方、前回調査では 2 割以上を占めた「特に必要だと思わない」は 1 割程度に減少していることから、外国籍等の人々の人権問題について、理解や関心の向上がうかがえます。

※1 資料：「在留外交人統計」「出入国管理統計」（出入国在留管理庁）

※2 外国籍等の人々：外国籍（日本以外の国籍）の人々だけでなく、日本国籍であっても、両親のいずれかが外国籍である子や海外からの帰国者、日本国籍取得者など、外国につながりがある多様な文化的背景を持つ人々

● 課題

- 互いの文化や生活習慣の違いを理解し、ともに尊重しあう関係を築くために、問題の認知と、正しい理解を促すことが重要です。
- 外国籍等の人々が地域の社会や経済を担う構成員として安心して暮らすための環境整備が必要です。
- 外国籍等の人々の相談及び支援体制の充実が必要です。
- 国際交流などに携わる関係機関・団体との連携を強化することが必要です。
- 在留資格のないまま日本に滞在する外国人の相談対応及び支援について、関係機関・団体との連携を強化することが必要です。

● 推進のための考え方と方策

◆外国籍等の人々の人権に関する啓発活動の推進

互いの文化や生活習慣の違いを理解し、尊重しあえる多文化共生社会の実現に向け、相互交流の機会と情報の提供を図ります。また、ヘイトスピーチ解消のための教育や啓発活動を推進します。

◆支援体制の充実

外国籍等の人々が安心して暮らせるよう、外国語での相談対応や情報提供などの支援体制の充実を図ります。

◆関係機関・団体との連携の強化

国際交流や、外国籍等の人々の生活支援を行う関係機関・団体の支援を進め、連携を強化します。

◆国籍等にかかわらず暮らしやすい社会基盤の整備推進

国籍等にかかわらず、すべての市民が等しく社会にかかわり、暮らしやすい地域づくりに向け、社会基盤の整備を推進します。

◆国際大学との連携

外国籍等の人々が直面している問題や課題を理解するとともに、外国籍等の人々の意見を施策に生かすため、さまざまな国や地域の人々が通う国際大学との連携を強化します。

◆在留資格の有無にかかわらず外国籍等の人々の支援

在留資格の有無にかかわらず、市内で暮らす外国籍等の人々の人権が侵害されないよう、関係機関・団体との連携を強化し、支援などの対応を図ります。

6 同和問題

● 現状

同和問題は、日本社会の歴史的な過程で形作られた、日本固有の人権問題です。一部の人々が、根拠のない言い伝えや偏見などによって長い間、社会、経済、文化的に不自由な状態に置かれることを強いられ、雇用の場や結婚、日常生活などさまざまな場面や機会において人権侵害を受けてきました。現在でも、このような差別や偏見が根強くあり、大きな人権問題となっています。

▶ 国・県の動向

国は、この問題の解決に向け、昭和40(1965)年に出された同和対策審議会答申を受け、昭和44(1969)年に「同和対策事業特別措置法」を制定し、対象地域の住民の社会的、経済的地位の向上と、差別意識の解消に向けた教育と啓発を推進してきました。しかし、結婚や就職などにおける差別や、インターネット上での匿名性や拡散性を悪用した差別を助長する書き込みなどが後を絶たないことを踏まえ、平成28(2016)年に「部落差別解消推進法」を施行しました。この法律は、現在もなお部落差別が存在するとした上で、部落差別のない社会の実現を目指して、国や地方公共団体が施策を講じるよう努めることを規定しています。

県は、令和2(2020)年の「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」の改定にあわせて、「本県においては、これまでも、国の制度を活用しつつ、同和対策審議会の認識を踏まえ、実態に即し県単独事業を創設して特別対策事業を実施してきたところであり、県内自治体を被告とした行政訴訟において、同和地区指定がされていないとの形式的理由により事業を実施しないことは明らかに相当でないとの判決(新潟地裁昭和63年1月26日)を踏まえ、指定地区以外でも実態に即して、特別対策事業を実施してきた。特別対策の終了後は啓発活動を中心に同和問題の解決に取り組んできたが、生活環境、産業、就労、教育面での残された課題や教育現場等における差別事象の発生など、未だ同和問題が解消したとは言えない現状にあり、引き続き問題解決に向けた積極的な取組が必要である。」と明記し、教育現場における差別的な発言等の問題発生に応じた関係する行政機関・教育委員会や関係団体等による実態把握と原因究明や再発防止、市町村や関係団体等との連絡を密にした相談体制の充実など、同和問題の解決や、差別と偏見をなくすための教育と啓発に取り組んでいます。

▶南魚沼市の現状

南魚沼市においても高校教育の現場での差別的な発言が問題化したことがあり、その折には市による徹底的な調査が行われました。南魚沼市では、このようなことを踏まえ、より迅速な対応と再発防止に努めています。また、市職員の人権に関する理解と認識を深め、人権の尊重と擁護を基本とした職務を遂行するため、国や県などが主催する講演会や学習会等を通して市職員の同和教育を推進しています。

学校教育においては、児童や生徒への教育だけでなく、教職員の理解と認識を深め、実践への意欲や指導力の向上が図れるよう、研修の充実に努めています。社会教育においては、同和問題に関する講演会や研修会などを開催し、市民の意識啓発に努めています。また、関係機関・団体と連携し、市民への同和問題に関する正しい情報の提供、人権侵害の未然防止、問題が発生した場合の適切な対応と再発防止に努めています。

▶市民アンケート調査に見られる市民の意識

同和問題や同和地区の認知度は低くないものの、初めて知った時期やきっかけなど、年代によって違いが見られます。また、自分や子どもの結婚しようとする相手が同和地区出身だと知った場合に「結婚する・子どもの意志を尊重する」と考える人が6割以上、同和問題・地区についてどのように考えるかについては「社会全体で取り組んで解決すべきで、自分も努力すべきだ」と考える人が4割でそれぞれ最も高くなっています。しかし、プライバシーの侵害や、結婚差別、就職差別などの重大な人権侵害につながるおそれがある身元調査については「よくないことだと思うが、ある程度は仕方がないことだと思う」と考える人が約5割で最も高く、「身元調査をすることは当然のことだと思う」も約1割を占めています。

同和問題について「寝た子を起こすな」※という考え方をする人がいます。市民アンケート調査でも「そっとしておけば自然になくなるだろう」と考える人が約5%とわずかですが存在します。このようなことについて先述の同和対策審議会答申では、「同和問題はそのまま放置しておけば社会進化にともない、いつとはなく解消すると主張することに同意できない」と明記しています。

● 課題

- 根拠のない差別や偏見による誤った理解と無関心、身元調査などの人権侵害につながる行動が同和問題の解決を妨げる大きな要因となることを認識し、正しい理解と、解決のための行動を促すことが必要です。
- 「社会全体で取り組んで解決すべきで、自分も努力すべきだ」という市民の意向を具体的な行動につなげる仕組みづくりが必要です。

※「寝た子を起こすな」：「同和問題はそっとしておけば自然に解決するのだから、何も知らない人にわざわざ知らせる（学習させる）必要などない」とする考え方の比喩として使われる表現

- 学校教育における取組をさらに進め、正しく理解し、自ら行動できる子どもたちを育てることが必要です。
- 社会教育において、特に大人が、同和問題への正しい理解を深め、すべての年代が認識を共有して、ともに解決に取り組める地域をつくる必要があります。
- 差別的な発言等の問題が発生した場合の迅速な対応と原因の究明、再発防止を図るための、関係機関・団体のきめ細かな連携が必要です。

● 推進のための考え方と方策

◆同和問題の解決に向けたすべての市民への教育・啓発の推進

同和問題が根拠のない差別や偏見によるものであることを、子どもから大人まですべての市民が正しく理解し、自分の問題として解決に向けた実践に取り組めるよう、教育・啓発機会の充実と、情報提供の推進を図ります。また、身元調査が重大な人権侵害につながるおそれがあることの周知に努めます。

◆同和問題の解決に向けた行政による取組の推進

同和問題を解決するための行政課題の把握に努め、その解決に向けた取組を推進します。また、住民票などを第三者に交付した場合、あらかじめ登録した人に通知をする本人通知制度の周知と、身元調査を目的とする戸籍や住民票等の不正取得の防止に努めます。

◆市職員・教職員をはじめとする関係機関・団体職員等の資質向上の推進

市職員・教職員をはじめとする関係機関・団体職員等を対象とする同和問題に関する研修の実施と積極的な参加の促進により、正しい知識の習得と資質向上を推進します。

◆同和問題の解決に向けた学校教育・家庭教育・社会教育の推進

正しい理解と行動ができる子どもたちを育てる学校教育を推進するとともに、必要に応じて幼・保・小・中・高等学校など校種を超えた連携を推進します。日々の生活で実践する家庭教育の支援を推進します。そのために、子どもたちだけでなく、教育や地域での暮らし、家庭で子どもたちと接する大人たちの正しい理解と行動を促す社会教育を推進します。

◆同和問題の解決に取り組む企業・団体への支援の推進

研修等により同和問題の解決や正しい知識の習得に取り組む企業・団体への情報提供など、積極的な支援を推進します。また、企業・団体に対して、採用選考時の身元調査など、人権侵害につながる行為の防止とその啓発に努めます。

◆相談体制の充実と周知の推進

人権侵害について安心して相談できる体制の充実と、その周知を推進します。

7 インターネットを介した人権侵害

● 現状

インターネットの普及により、私たちの生活は多くの場面でたいへん便利になりました。しかしその一方で、SNSなどの匿名性や情報の受発信の容易さから、個人への中傷や名誉の棄損、プライバシーの侵害や差別を助長する言動など、「顔の見えない相手」からの人権侵害が深刻化しています。また、インターネット上に公開された情報は完全に削除することが困難であるため、人権侵害が将来にわたって続くことが危惧されており、個人による情報モラルの向上が求められています。

▶国・県の動向

国は、インターネットを介した人権侵害を防ぐための啓発活動や、人権侵害が起きた場合の対応、インターネットなどを介した子どもたちのいじめ等があった場合の対応を進めています。また、子どもたちが安心してインターネットを利用できる環境づくりのために、平成21(2009)年に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」を施行しました。平成14(2002)年にはプロバイダ等の自主的な対応を促進するため、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」を施行しました。

▶南魚沼市の現状

南魚沼市では、学校教育において、児童や生徒に対して有害情報の遮断やメールの使い方などの情報モラル教育を行うとともに、保護者に対しても啓発活動を行っています。社会教育においては、公民館などを中心として、インターネットの利用方法や情報モラルなどについて各種講演会や研修会などを開催しています。また、南魚沼市ではインターネットを通じて得た情報の扱いと管理について「南魚沼市情報セキュリティポリシー」及び「南魚沼市教育用情報ネットワークシステムに関するガイドライン」に基づく厳格な対応を行っています。

▶市民アンケート調査に見られる市民の意識

「インターネットを介した人権侵害について特に問題だと思うこと」について、「書き込みが匿名で行われることが多いため、書き込み者の倫理観(モラル)が低下しやすい」「他人の名誉を傷つける表現が掲載される」の2項目が5割以上で高く、その中でも前者は前回調査より高くなっています。また、「SNSによる交流が犯罪を誘発する場となっている」も4割以上と高くなっています。

課題

- インターネットを利用したやり取りでは、互いの表情が分からないため、受け取る相手の気持ちを十分に考えた表現（文字）としなければなりません。画面の向こうに、自分と同様に人権のある他者の存在を意識できる教育が必要です。
- 知らないうちに加害者にならないよう、使い方のルールやマナーに関する教育・啓発が必要です。
- 写真・動画などをやり取りする場合、写り込む人やモノの著作権・肖像権などの権利や個人のプライバシーに配慮することが必要です。
- 学校教育において、子どもたちへの情報モラル教育をさらに推進するとともに、子どもたちにとって有害な情報を遮断する体制づくりが必要です。
- 社会教育において、情報モラルに関する教育・啓発を推進することが必要です。
- プロバイダ等のインターネット関連事業者や警察等の関係機関・団体との連携による、悪質な人権侵害の監視や改善指導を推進することが必要です。

推進のための考え方と方策

◆情報モラルに関する正しい知識を深めるための啓発推進

インターネットを通じた人権侵害をなくし、誰も加害者になることのないよう、さまざまな機会を通じて、情報モラルへの正しい理解と自らの行動への反映を促すための啓発を推進します。

◆学校教育・家庭教育における情報モラル教育の推進

子どもたちの情報モラル教育を学校教育の中で行います。また、PTA 等と連携しながら、家庭における情報モラル理解のための支援を推進します。

◆子どもたちを有害な情報から守る取組の推進

子どもたちを有害な情報から守るために、家庭や地域の大人たちの、インターネットの危険性に対する認識を高める取組を推進します。

◆関連事業者や警察等の関係機関・団体との連携

市民の協力や警察等の関係機関・団体との連携により、差別的書き込みのモニタリングなどインターネットを介した人権侵害の早期発見や抑制を図るとともに、インターネット接続事業者に対し、プロバイダ責任制限法の趣旨を踏まえた人権侵害の防止についての迅速な措置を要請します。

8 性的指向・性自認を理由とする人権侵害

● 現状

性的指向は、性的意識や恋愛感情がどのような対象に向かうのかを示す概念であり、具体的には、異性愛、同性愛、両性愛を指します。性自認は、生物学的な性（からだの性）にかかわらず、一人ひとりがこころの中で認識している性（こころの性）のことを指します。このうち同性愛者、両性愛者や、からだの性とこころの性の一致に違和感を持つ人（性同一性障害）などが、これを理由にした差別や偏見、学校や職場などで不当な扱いを受けるなどの人権問題が生じています。また、先天的に身体上の性別が不明瞭であること（インターセックス）などを理由とする差別や偏見も問題となっています。

▶国・県の動向

国は、平成16（2004）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」を施行し、性同一性障がい者であって、一定の条件を満たす場合には、戸籍上の性別変更ができるようになりました。また、令和元（2019）年に世界保健機構（WHO）が作成する「国際疾病分類」が改定され、性同一性障害は精神障害の分類から除外されました。

▶南魚沼市の現状

南魚沼市では、令和元（2019）年に各種申請書類等の性別欄の見直しを実施し、令和2（2020）年より、業務上性別の情報が必要となる場合を除き、申請書・届出書、市民あての通知書類等の性別欄の廃止や性別記入を任意とすることとしています。

また、市内中学校では制服について、性の多様性を否定するような校則を設けず、生徒は性別にかかわらず、スカート、スラックスのいずれの制服も選択できます。

▶市民アンケート調査に見られる市民の意識

「性的少数者（LGBT等）の人権が守られていないと感じること」について、「地域や社会で、性的少数者への理解が十分にされていない」が4割以上で最も高くなっています。また、「特に問題だと思わない」も2割以上で高くなっています。

「性的少数者の人権が守られるために必要だと思ふこと」については、特に高い値の項目は見られないものの、「性的少数者の意見や行動を尊重する家庭・地域・社会づくりを推進する」「性的少数者の人権について学校・社会教育や啓発・広報を推進する」「性的少数者の相談・支援体制を充実させる」の3項目がいずれも3割以上で比較的高くなっています。

課題

- 性的指向や性自認を理由とする差別や偏見を解消するための教育・啓発とともに、日常生活におけるさまざまな問題に対する相談体制の充実が必要です。
- 家庭、学校、地域、職場、医療、公共サービスや社会基盤の整備、社会保障など、さまざまな場面において、性的指向や性自認を理由とする差別や偏見、暮らしにくさを解消するための適切な措置が必要です。

推進のための考え方と方策

◆性的指向・性自認を理由とする人権侵害に関する啓発活動の推進

性的指向や性自認を理由とした差別や偏見などの人権課題について、すべての市民や企業を対象とする啓発活動を、さまざまな機会を通して推進します。

◆相談対応の充実

国や県などと連携して、相談体制の充実を図ります。また、学校においても、正しい理解と行動ができる子どもたちを育てる学校教育を推進します。

◆教職員の資質や指導力の向上

人権教育に関する研修の実施、関連研修会等への参加促進によって、教職員の正しい知識の習得と資質・指導力の向上を促すとともに、児童生徒の心情に配慮した支援を推進します。

◆行政による取組の推進

性的指向や性自認を理由とした人権侵害に関する行政課題の把握に努め、その解決に向けた取組を推進します。また、公共サービスの提供や社会基盤の整備、社会保障などにおいて、性的指向や性自認などの状況にかかわらず、誰もが暮らしやすいまちづくりに努めます。

◆市職員の資質向上

市職員に対する人権教育に関する研修の実施、関連研修会等への積極的な参加による正しい知識の習得に努めます。

9 感染症患者等の人権

● 現状

世界的に蔓延している新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、感染症による脅威を世界中にもたらしています。それは、エイズ（後天性免疫不全症候群）※¹ やハンセン病※² など、これまでにさまざまな研究を経た知識やそれを踏まえた取組が進められている既知の感染症だけでなく、新たな感染症による脅威が常に身近にあることを世界中の人々に知らしめました。

一方、新たな感染症でも既知の感染症と同様に、患者や元患者などへの差別や偏見が生じており、その深刻化が危惧されています。特に、患者・元患者とその家族や職場、感染症対応に従事する医療や介護の関係者等への差別、労働環境の確保が問題となっています。また、新型コロナウイルス感染症については、誤った認識や思い込みなどによる差別や偏見、いじめや嫌がらせ、SNS での誹謗中傷などが問題となっています。感染予防とともに、感染症を取り巻く人権問題への対応が一人ひとりに求められています。

▶国・県の動向

国は、平成 11（1999）年に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」、平成 21（2009）年「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」を施行するなど、感染症にかかった患者や元患者、その家族等に対する差別や偏見の解消を目指した啓発活動を行っています。ハンセン病をめぐるさらには、家族への差別被害を生じさせた国の責任を認める判決が令和元（2019）年に出されました。これを受け、国は内閣総理大臣談話を閣議決定し、「関係省庁が連携・協力し、患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化」に取り組むことを表明しました。

▶南魚沼市の現状

南魚沼市では、関係機関・団体と連携し、学校教育や社会教育などを通じ、エイズやハンセン病などに対する正しい知識の普及と差別や偏見をなくすため、生命の尊厳や人権尊重を基盤とした教育の推進や啓発に取り組んできました。

▶市民アンケート調査に見られる市民の意識

「関心がある人権問題」について、「HIV 感染者、ハンセン病患者等感染症患者の人権」は約 2 割で、前回調査に引き続き比較的低くなっています。感染症患者等の人権問題について、あまり関心が持たれておらず、具体的なイメージが持たれにくくなっていることがうかがえます。しかし、市民アンケート調査は新型コロナウイルス感染症の感染拡大が生じる以前に行われているため、その後の市民意識には変化があると考えられます。

※¹ エイズ（後天性免疫不全症候群）： HIV（ヒト免疫不全ウイルス Human Immunodeficiency Virus）に感染することによっておこる病気。HIV 感染後、自覚症状のない時期が数年続き、さらに進行すると、免疫力が低下し、さまざまな病気などを発症しやすくなる。代表的な 23 の疾患を発症した時点でエイズ発症と診断される。現在は治療薬があり、エイズ発症の予防が可能。なお、HIV は感染力が弱く、性的接触に留意すれば、日常生活で感染する可能性はほとんどない

※² ハンセン病：らい菌という細菌による感染症で、感染し発病することは稀。日本において感染源になる人はほとんどいない。遺伝はしない。また、万一発病しても、現在では治療方法が確立しており、適切な治療によって治癒が可能

課題

- 感染症に対する無関心や誤った認識が差別や偏見を助長することを踏まえた正しい理解を促すことが必要です。
- 感染症患者等の安全で安心な生活を支援するとともに、国や県をはじめとする関係機関・団体と連携して、感染症患者等の相談に的確に対応することが必要です。
- 感染症に対応する医療や介護等の従事者やその家族など、関係者に対する人権侵害への的確な対応と、適切な労働環境の整備・確保が必要です。
- 感染症に関する適切な情報提供とその周知が必要です。

推進のための考え方と方策

◆感染症に関する正しい知識を深めるための啓発推進

感染症について、医学的な正しい知識を深められるよう、国・県等との連携により、情報提供と啓発を推進します。また、学校教育において、児童や生徒の発達段階に応じた教育を行い、正しい知識の普及を図ります。

◆相談対応・生活支援の推進

感染症患者・元患者やその家族等が安心して地域で暮らし続けられるよう、利用しやすい相談体制の充実と、生活支援を推進します。

◆感染症に対応する従事者の人権に関する啓発活動の推進

感染症に対応する医療や介護等の従事者やその家族などの人権に関する啓発活動を推進します。また、適切な労働環境の整備・確保を支援するとともに、正確な情報の提供に努めます。

◆医療機関等との連携

魚沼基幹病院や市立病院をはじめとする医療機関や保健所など、関係機関・団体との連携を強化し、人権に配慮した医療体制の整備を図ります。

10 犯罪被害者やその家族の人権

● 現状

犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものによる直接的な被害を受けるだけでなく、その後遺症による精神的、肉体的、経済的等のさまざまな面で苦しめられることが少なくありません。また、マスコミによる過剰な取材や SNS 等による中傷、いわれのないうわさの拡散など、名誉の棄損やプライバシーの侵害などを受けることがあり、二次的な被害が問題となっています。

▶国・県の動向

国は、平成 16（2004）年に「犯罪被害者等基本法」を制定し、犯罪被害者等[※]の権利利益の保護が図られる社会を実現させるための施策を推進しています。また、同法に基づき、平成 17（2005）年に「犯罪被害者等基本計画」を策定しました。この計画は平成 28（2016）年策定の計画期間を 5 か年とする「第 3 次犯罪被害者等基本計画」に引き継がれています。

▶南魚沼市の現状

南魚沼市では、平成 20（2008）年に「南魚沼市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」を制定し、市民が安全で安心な生活を送ることができる地域社会の実現を図っています。また、この条例に基づき、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、国や他の地方公共団体等と連携し、相談体制の整備など、犯罪被害者等を支援するための施策を推進しています。

▶市民アンケート調査に見られる市民の意識

「関心がある人権問題」について、「犯罪被害者やその家族の人権」は 4 割以上で比較的高く、前回調査より高くなっています。犯罪被害者やその家族の人権問題について、市民の関心が高まっていることがうかがえます。

● 課題

- 無関心や誤った認識が差別や偏見等を助長することを踏まえ、正しい理解を促すことが必要です。
- 個人の名誉やプライバシーを侵害するような二次的被害について理解するための教育・啓発をさらに推進し、犯罪被害者やその家族の権利と利益を保護することが必要です。
- 特に子どもが犯罪被害者やその家族である場合、直接的な被害からの回復と二次的被害の防止のために、子どもやその家族を地域全体で守り、支える体制づくりが必要です。
- 犯罪被害者やその家族と接する機会の多い検察・警察職員や保護観察官、市職員、支援団体職員等が適切な対応をとれるよう、教育訓練を十分に行うことが必要です。

※ 犯罪被害者等：「犯罪被害者等基本法」では、「犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族」と定義

● 推進のための考え方と方策

◆犯罪被害者やその家族の人権に関する啓発活動の推進

犯罪被害者やその家族を思いやり、人権に配慮できるよう、情報の提供と啓発を推進します。

◆犯罪の二次的被害に関して理解を深める教育の推進

犯罪の二次的被害について理解し、そのような人権侵害を防ぐための教育と啓発を推進します。

◆相談・支援体制の充実

犯罪被害者やその家族の人権侵害について、安心して相談やカウンセリングなどが受けられるような支援体制の整備を推進します。また、犯罪被害者と接する市職員や警察関係者等による適切な対応が図られるよう、十分な教育訓練を行います。

◆支援団体との連携

犯罪被害者やその家族の立場に立った取組を推進するため、国、県、警察、民間の関係機関・団体等により組織された新潟県被害者支援連絡協議会との連携を強化します。また、犯罪被害者やその家族の支援に取り組む民間団体の活動の支援や周知を図ります。

11 北朝鮮により拉致された被害者の人権

● 現状

北朝鮮当局による日本人の拉致は、日本に対する主権侵害であり、国民の生命にかかわる重大な人権侵害です。国際社会と連携しつつ、北朝鮮当局による人権侵害問題の実態解明と解決を図ることが求められています。

▶国・県の動向

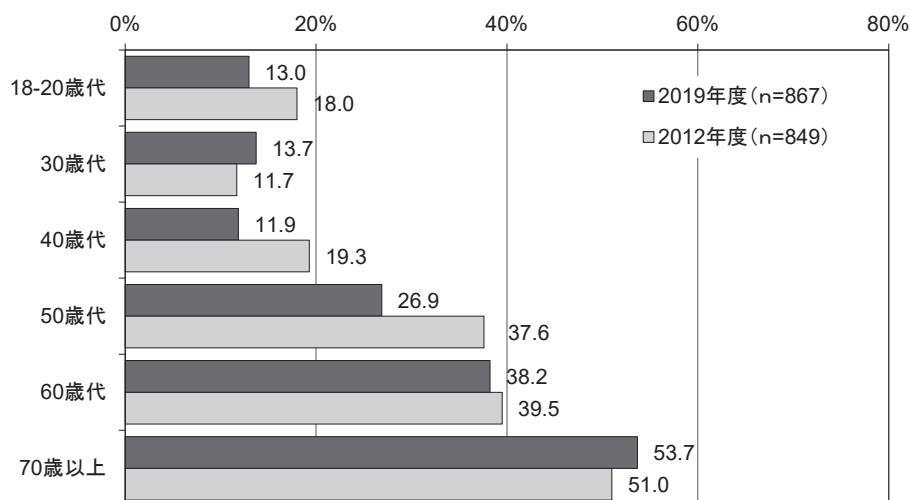
国は、平成24（2012）年までに、北朝鮮当局による拉致被害者として17名を認定していますが、この他にも拉致された可能性を排除できない事案があるとの認識のもと、捜査・調査を進めています。平成18（2006）年施行の「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」では、拉致問題に関する啓発について、国と地方公共団体がともに努めることを定めています。また、平成23（2011）年には、閣議決定により「北朝鮮当局による拉致問題等」を、新たに「人権教育・啓発に関する基本計画」の人権課題の一つとしました。

▶南魚沼市の現状

拉致問題の解決には、国の取組を後押しする国民世論の高まりが重要です。南魚沼市では、この重要性を踏まえ、学校教育や社会教育におけるさまざまな機会啓発活動に取り組んでいます。

▶市民アンケート調査に見られる市民の意識

「関心がある人権問題」について、「北朝鮮により拉致された被害者の人権」は前回調査に引き続き約3割にとどまります。特に50歳代以下では、30歳代を除き前回調査より低くなっています。



市民アンケート調査「どのような人権問題に関心がありますか」
(年代別「北朝鮮により拉致された被害者の人権」への回答割合)

● 課題

- 問題を過去のものとして風化させることのないよう、拉致問題に関心を持ち、認識を深められるよう促すことが必要です。また、若い年代への啓発が必要です。
- 拉致被害者の家族会等の活動の支援と連携が必要です。

● 推進のための考え方と方策

◆拉致問題に関する学校教育・社会教育の推進

問題への関心と認識を深められるよう、学校教育や社会教育を通じた情報提供と啓発を推進します。また、若い年代への啓発に努めます。

◆関係機関・団体への支援と連携

関係機関・団体への支援を推進するとともに、市民への情報提供や啓発に関しての連携を図ります。

12 その他さまざまな人権

これまでに掲げたもの以外にも、さまざまな人権をめぐる問題・課題があります。しかし、市民アンケート調査によると、現時点では関心があまり持たれていないものが見られます。誰もが互いの人権を尊重しあえる社会をつくるため、これまであまり関心が持たれてこなかったさまざまな人権についても正しく理解し、行動できるよう、一層の取組を推進することが必要です。

アイヌの人々の人権

● 現状と課題

アイヌの人々は、日本列島北部から北海道に先住し、固有の言語や文化を持っています。しかし、近世以降のいわゆる同化政策などにより、固有の文化の保存と伝承が難しくなっています。また、アイヌの人々への理解が十分にされていないとは言えず、雇用や結婚などにおける偏見や差別が依然として存在しています。そのような中、国は平成 31（2019）年に公布された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」に基づき、令和元（2019）年に「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針」を閣議決定し、アイヌ施策を総合的かつ効果的に推進するため、地域ごとの状況に留意した上で、各都道府県において適切な目標設定を行うこととしています。また、北海道白老町にアイヌ文化の振興や普及啓発の拠点として、国立アイヌ民族博物館を核施設とする民俗共生象徴空間「ウポポイ」を整備し、令和2（2020）年に開業しました。

アイヌの文化や人々に対する理解と認識を深めるための教育・啓発が課題です。

刑を終えて出所した人の人権

● 現状と課題

刑を終えて出所した人や執行猶予の判決を受けた人、さらにその家族に対する差別や偏見は根強く、本人の更生意欲にかかわらず、雇用や結婚、住居の確保が困難な場合があるなど、社会復帰や社会参加の大きな妨げとなっています。

刑を終えて出所した人の円滑な社会復帰には、本人の謝罪や被害回復に向けた努力、強い更正意欲に併せて、地域社会の理解と協力、差別や偏見を解消するための教育・啓発が必要です。また、本人が自立するための支援や、高齢者や障がい者など福祉的な支援を必要とする場合の支援等を進めることが課題です。

ホームレスの人権

● 現状と課題

著しい社会経済情勢や雇用情勢の変化のもと、自立の意思がありながら、やむを得ない理由で野宿生活を余儀なくされている人々が嫌がらせや暴力を受けるなど、ホームレスに対する人権侵害が問題となっています。

国は平成14（2002）年に「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」を制定し、平成15（2003）年、同法に基づく「ホームレスの自立支援等に関する基本方針」を策定しました。

ホームレスに対する偏見や差別を解消するための教育・啓発とともに、ホームレスの相談・支援体制を充実させ、自立を積極的に促すとともに、新たにホームレスになることを未然に防止することが課題です。

人身取引に関する人権問題

● 現状と課題

人身取引（トラフィッキング）は、犯罪組織などが、売春や強制労働、臓器摘出などのために、暴力、脅迫、誘拐、詐欺などの強制的な手段により場所や国を移動させて人身を売買することをいいます。人身取引は、重大な犯罪行為であると同時に、被害者に深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらす重大な人権侵害です。

国は平成16（2004）年に「人身取引対策行動計画」を策定し、人身取引の防止・撲滅、被害者の保護に取り組んでいます。

人身取引に関する人権問題の存在を認識し、人身取引の撲滅と防止、被害者の保護について理解を深めることが課題です。

東日本大震災に起因する人権侵害

● 現状と課題

平成23(2011)年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、東北地方から関東地方の太平洋沿岸各地に大津波による壊滅的な被害をもたらしました。この大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故の影響により、多くの人々が避難生活や他地域への移住を余儀なくされています。このような中、仮設住宅等での生活において特に、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国籍等の人々などへの平常時とは異なるさまざまな人権問題が起きています。また、福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の外部放出に関する根拠のない思い込みや偏見によって、避難先や移住先において差別を受けるなど、深刻な人権侵害が発生しています。さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を同事故にからめて揶揄するような悪意に満ちた誹謗中傷が起きています。

風評に惑わされない冷静な判断ができるようにするとともに、災害や放射性物質の影響について正しく理解し、災害の二次的被害として人権侵害を発生させないよう、教育・啓発を推進することが課題です。

新潟水俣病被害者の人権

● 現状と課題

日本の四大公害病[※]の一つに数えられる新潟水俣病は、メチル水銀化合物に汚染された魚介類を長期間にわたって食べることによって起きる中毒性の神経系疾患であり、昭和40(1965)年に阿賀野川流域で最初に発生が確認されました。阿賀野川流域にある化学工場からの、メチル水銀を含む工場排水が原因であり、大きな被害をもたらしました。それは、健康被害をもたらしただけでなく、被害者やその家族に対する差別や偏見を生み、地域社会に深刻な人権問題をもたらしました。今もなお被害者の健康被害は続いており、被害者の中には差別や偏見を恐れて病気を隠し続ける人もいます。

新潟県固有の環境問題であるとともに人権問題でもあるという認識を持ち、被害者の人権に対する理解を深める教育・啓発を推進することが課題です。

※ 日本の四大公害病：高度経済成長期の産業公害の典型例として、水俣病（熊本県）、新潟水俣病（第二水俣病）、四日市ぜんそく（三重県）、イタイイタイ病（富山県）の4つとされることが多い

新たな人権問題

● 現状と課題

情報通信技術の進展、移動交通手段の発達、市場の国際的な開放や競争など、社会経済情勢の著しい変化は、人々の価値観や暮らし方に大きな影響を与え、従来の考え方や行動では対応が難しい新たな人権問題が生まれています。また、従来から認識されていた人権問題についても、より慎重な対応や新たな解決の視点が求められることが多くなっています。

そのような新たな人権問題について正しく理解し、迅速な対応や情報提供、教育・啓発に努めることが必要です。そのために、国や新潟県をはじめとする関係機関や民間の活動団体などとの情報交換、連携・協力体制の強化、少子化・高齢化や人口減少のさらなる進行を見据えた地域福祉の充実などを図ることが課題です。

第5章 計画の推進体制

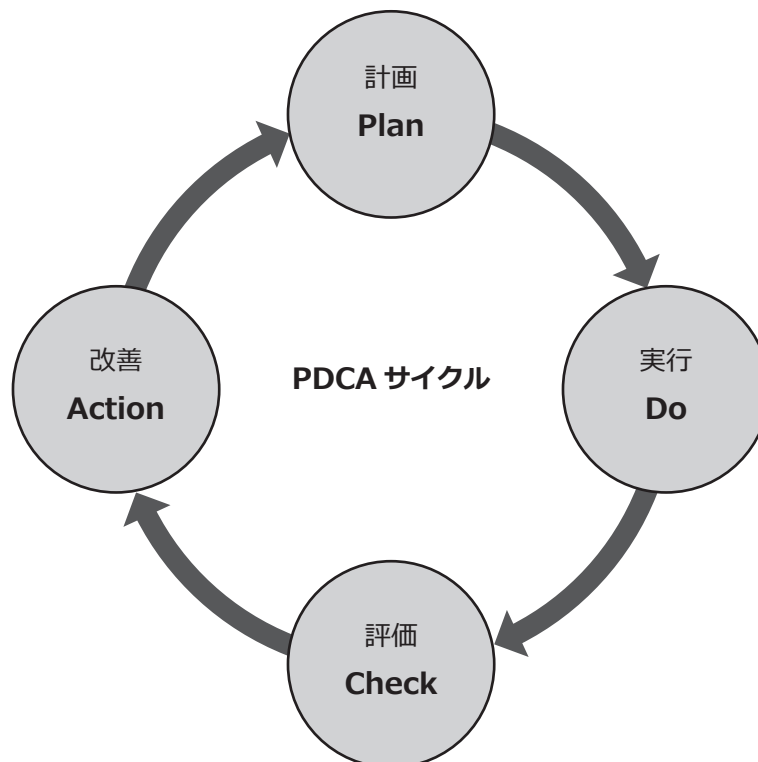
1 計画の推進体制

本計画に基づいて、人権教育及び人権啓発を総合的かつ効果的に推進するためには、庁内関係部局との連絡調整を図りながら、市民と行政が問題・課題を共有するとともに、国や新潟県、関係機関・団体と連携を図ることが欠かせません。そこで、本計画の策定組織である「南魚沼市人権教育・啓発推進計画策定委員会」を母体とする外部組織として、「南魚沼市人権教育・啓発推進委員会」を設置し、この組織を中心に、関係機関・団体との連携を図ります。また、必要に応じて他の関係機関や市民団体、公募市民等の委員の追加を検討します。

さらに、医療機関、警察、消防、民間企業・団体等、考え得るあらゆる分野の機関・団体との連携を検討するとともに、各機関・団体とのネットワークを構築して、その活用を図ります。

2 計画の進行管理

本計画の進行管理にあたっては、「計画（Plan）」に基づく方策や具体的事業の確実な「実行（Do）」、市民アンケートや外部組織の視点を踏まえた、方策や具体的事業の実行状況、評価指標の達成状況の「評価（Check）」、次の実行（Do）に向けた「改善（Action）」のPDCAサイクルの手法による進行管理を行い、優先度の精査や重点化を図りつつ、効果的かつ効率的な運用に努めます。



資料編

1 南魚沼市人権教育・啓発推進計画策定委員会の構成

	分野区分	所属団体等
1	人権擁護	南魚沼人権擁護委員協議会
2	子どもの人権	南魚沼市民生委員児童委員協議会
3	同和問題	部落解放同盟新潟県連合会
4	学識経験者	新潟県人権・同和センター
5	障がい者の人権	南魚沼市身体障がい者協会
6	女性の人権	六日町商工会
7	社会教育	南魚沼市社会教育委員
8	高齢者の人権	南魚沼市老人クラブ連合会
9	外国人の人権	国際大学
10	学校教育	南魚沼市教育振興会
11	労働関係	南魚沼公共職業安定所
12	健康福祉関係	南魚沼地域振興局健康福祉環境部
	事務局	南魚沼市 市民生活部 市民課 南魚沼市教育委員会 社会教育課 南魚沼市教育委員会 学校教育課

2 計画策定の経緯

期 日	項 目	内 容
令和元年9月5日	第1回計画策定委員会	○委員長・副委員長の選出について ○南魚沼市人権教育・啓発推進計画について ○計画策定スケジュールについて ○人権に関する市民アンケート調査(案)について
令和元年10月11日	第2回計画策定委員会	○人権に関する市民アンケート調査(案)について
令和元年11月11日 ～ 11月29日	人権に関する 市民アンケート調査の実施	○満18歳以上の市民2,000人を対象 ○回収数867件(回収率43.4%)
令和2年2月28日	第3回計画策定委員会	○人権に関するアンケート調査の集計結果について ○令和2年度南魚沼市人権教育・啓発推進計画策定スケジュールについて
令和2年8月19日	第4回計画策定委員会	○南魚沼市人権教育・啓発推進計画(改定版・案)について ○計画策定スケジュールについて
令和2年10月6日	第5回計画策定委員会	○南魚沼市人権教育・啓発推進計画(改定版・案)について
令和2年11月6日 ～ 11月30日	意見募集(パブリックコメント) の実施	○市報11月1日号に掲載 ○市ウェブサイトに掲載
令和3年3月26日	第6回計画策定委員会	○南魚沼市人権教育・啓発推進委員会について
令和3年3月		○南魚沼市人権教育・啓発推進計画(改定版)の公表

南魚沼市人権教育・啓発推進計画

平成26年6月策定

令和3年3月改定

発行 南魚沼市

編集 南魚沼市 市民生活部 市民課

〒949-6696

新潟県南魚沼市六日町180番地1

電話 025-773-6661 / FAX 025-773-2110

E-mail shimin@city.minamiuonuma.lg.jp